

西都市埋蔵文化財発掘調査報告書  
第13集

上 宮 遺 跡

西都原運動公園雨天練習場  
建設に伴う調査報告

1991・1

宮崎県・西都市教育委員会

## 序

西都市は豊かな緑や自然に恵まれた内陸都市で、市内には西都原古墳群や国分寺跡等貴重な文化遺産が数多く残されていますが、近年の諸開発によって失われていく遺跡も少なくありません。

このような現状の中で、西都市では昭和48年度から同56年度にかけて西都原運動公園を建設、同63年以降ヤクルト球団のキャンプ地として利用されています。

本書は、このヤクルト球団の雨天練習場建設に伴い実施した発掘調査の成果をまとめたものであります。

調査の結果、中世から近世の溝状遺構14条、地下貯蔵と思われる土坑を含む方形状土坑3基など興味深いものが多々検出されました。

本書が埋蔵文化財への理解と認識を深める一助となり、また研究資料としてのみならず広く活用していただくなればまことに幸いと存じます。

最後になりましたが、調査にあたり数々のご協力をいただいた関係機関をはじめ、発掘調査にたずさわっていただいた方々、並びに地元の皆様に対し、衷心より厚く御礼を申し上げます。

平成3年1月31日

西都市教育委員会

教育長 平野 平

## 例 言

1. 本書は、西都原運動公園雨天練習場建設に伴い、西都市教育委員会が実施した上宮遺跡の発掘調査報告書である。
2. 発掘調査は、平成2年9月10日から同年10月16日までの間に実施した。
3. 調査関係者は次のとおりである。

### 西都市教育委員会

教 育 長. 平 野 平  
保健体育課長. 徳 永 碩 男  
社会教育課長. 清 郁 男  
同課文化財係長. 伊 達 博 敏

### 調査員

西都原古墳研究所長. 日 高 正 晴  
社会教育課文化財係. 緒 方 政 幾  
同 課 臨 時. 緒 方 吉 信

### 調査作業員

黒川種秋・新城静夫・緒方タケ子・久保田要子・長谷川タミエ・  
藤原秋子・橋口美鶴・曾我ツル子

4. 本書に使用した図の作成、本文の執筆並びに編集は緒方吉信が行った。また本文末尾のまとめの執筆は日高正晴が行った。
5. 本書の遺物実測は緒方吉信が、遺物の分類は日高正晴が行った。
6. 本書に使用した文章・遺構の一部に略記号を付した、次のとおりである。

S……方形状土坑. D……溝状違構

7. 本報告書の方針は磁北である。
8. 本調査によって出土した遺物及び調査記録類は、本報告終了後に西都市歴史民俗資料館へ保管する。

## 目 次

### I はじめに

1. 調査に至る経過 .....	1
2. 遺跡の位置と歴史的環境 .....	4
3. 発掘調査の概要 .....	11

### II 遺構と遺物

1. 遺構 .....	13
-------------	----

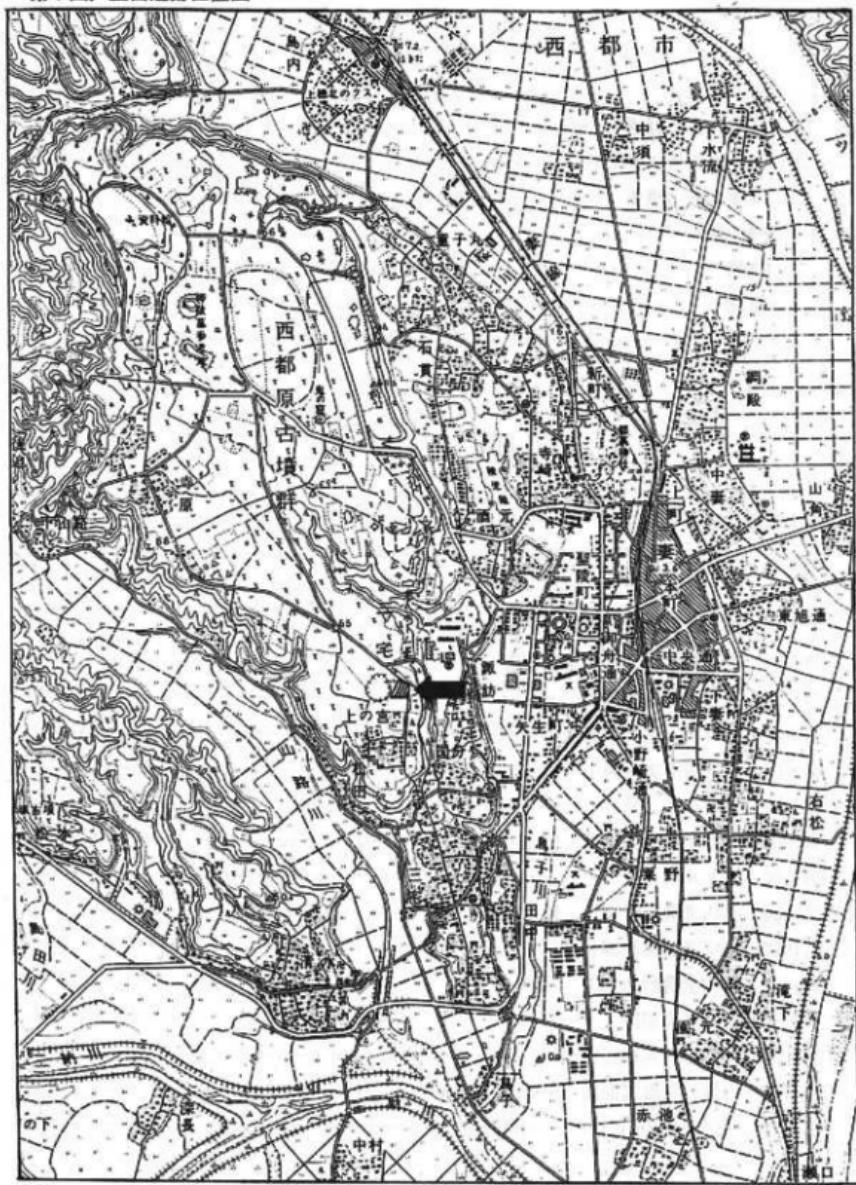
2. 遺物 .....	30
-------------	----

III まとめ .....	39
---------------	----

## 挿 図 目 次

第1図 上宮遺跡位置図 .....	
第2図 発掘調査地周辺図 .....	3
第3図 周辺遺跡分布図 .....	9
第4図 調査地平面図（遺構の位置） .....	14
第5図 方形状土坑 2号土層断面図 .....	21
第6図 方形状土坑実測図 .....	21
第7図 方形状土坑 2号実測図 .....	22
第8図 溝状遺構実測図 1・2・3号 .....	23
第9図 同上 4・5号 .....	24
第10図 同上 6・7・14号 .....	25
第11図 同上 8・9号 .....	26
第12図 溝状遺構実測図 11・12・13号 .....	27
第13図 溝状遺構実測図 10号 .....	28
第14図 溝状遺構断面図 1～14号 .....	29
第15図 土師器実測図 .....	33
第16図 須恵器・陶磁器実測図 .....	34
第17図 古銭・石器実測図 .....	35
図版 .....	41

第1図. 上宮遺跡位置図



1 : 25. 000 圖

# I はじめに

## 1. 調査に至る経過

西都市は、昭和33年に市制を施行した内陸都市であり、旧来の児湯郡西部地域7カ町村の内、西米良村を除いて6カ町村の合併がすすめられ、昭和33年には終っている。

市制施行10周年記念も過ぎた昭和45年頃の西都市は、スポーツ人口の大衆化やレジャー化する社会の対応策として、運動公園の建設計画等が起つてくる。

それまでの西都市には、これらに対応できる施設はなかった。そこで市民総意の願望でもあった運動公園の建設計画も着々とすすみ、昭和47年度に、都市計画事業として基本的な計画が策定されるにいたった。

運動公園建設の予定地は、環境にも恵まれた特別史跡西都原古墳群の点在するという西都原台地の南辺地域であって、西都原運動公園の名称となった。

この建設予定地にはまた、昭和35年頃、西児湯交通安全協会が開設した、自動車運転練習場があり、周囲の畠地は、養蚕農家による桑園が大半を占めていた。

用地交渉に於いては、この自動車運転練習場が、現在地の北東100m程の位置に移転が決定し、さらに、農家に与えた影響は多大なものがあったが、関係者の協力と農家の理解によって、用地取得は無事に終った。

こうして、西都市大字三宅字上の宮への運動公園建設事業の申請が起され、事業の認可も受け、昭和48年度から同56年度までの事業期間により、総面積10.0ヘクタールの西都原運動公園が完成した。

公園施設の内容は、休養・遊戯・管理施設等々に分類されるが、中でも4種公認1周400mの陸上競技場23,000m<sup>2</sup>と、センター120m・両翼95mを有した約18,000m<sup>2</sup>の野球場は、近代的な運動施設として賛賛された。

そして、諸施設も総合的な運動施設となり、西都市のスポーツ振興と、青少年の健全育成が図られ、幼児から高年老人に至るまで、多くの市民が参加できる運動広場・憩いの広場として広く活用されている。

近年、日本プロ野球球団のキャンプ地にと、誘致運動には各県市町村とも活発なものがある。最も環境に恵まれた西都原運動公園を持つ西都市も、プロ球団のキャンプ誘致には積極的に事がすすめられてきた。

交渉のまとまったヤクルト球団は、昭和63年に、二軍とはいえ春のキャンプを西都原運動公園で見るに至った。

そして本年は3年目、プロ球団キャンプの季節に南九州の天候は不順日が多い。そこで球団側から雨天時の練習施設が必要として、西都市に用地確保の要求がヤクルト球団から提出された。

こうして、要求に応じ確保したのが、西都原運動公園の東部に隣接した、好条件の約3.700m<sup>2</sup>の用地である。

用地は、その周辺地域とともに上宮遺跡として、文化財保護法による事前調査、記録保存を必要とする地域であって、担当の西都市教育委員会保健体育課は、早速、文化財保護担当の同教委社会教育課と協議に入った。

建設計画は急を要していた、そこで社会教育課は宮崎県教育庁文化課と協議をすすめ、さらに、西都原に関する事例について協議会を開き意見の統一をはかり、西都原協議会にも決議を求める等の措置を行なう為、まず、試掘調査を実施することとなった。

調査対象地は、西都市大字三宅3539-7番地外の約3.700m<sup>2</sup>で、調査は、平成2年7月30日から2日間の日程で実施された。

試掘調査は、幅1m、長さ4～5mのトレンチが6カ所に設定され、第Ⅲ層となるアカホヤ層を基準に、遺構の所在確認が行なわれた。

調査結果は、溝状遺構が2条、住居跡とも推定される遺構が1基、それに柱穴（ピット）1個が検出されたが、出土遺物はなく時代的なことは不明であった。

以上の調査結果であったが、広大な用地に限られた日数による試掘調査では不明点も多く、再度県文化課と協議の結果、発掘調査を実施することとなり、市保健体育課の協力を求めるにいたった。

保健体育課ではこの件を受け、早速調査費の予算計上を定例市議会に提出し、市議会決議によって予算も獲得され、平成2年9月10日から発掘調査を開始し、溝状遺構14条、方形状土坑3基、それに土師器片等の小数遺物を得て、平成2年10月16日には調査を完了した。

第2図. 発掘調査地周辺図



## 2. 遺跡の位置と歴史的環境

西都市の中心市街は、旧西児湯地区の6カ町村が合併した以前の、旧妻町の町並であり、西都平野に囲まれた自然も多く残される町である。

市街地東端はまた、平野の尽きる位置に一ヶ瀬川が流れ、聳立して標高50m程の高台となり、史跡新田原古墳群が点在する。

西方も、町並みが消える所から急な坂道を上ると、標高50~80mの岬様台地となり、ここにも、特別史跡西都原古墳群が群在する。まさに、一ヶ瀬川流域は古墳の里だということができる。

発掘調査を実施した上宮遺跡は、細長い洪積層台地西都原の南端に位置し、原始・古代・中近世の文化を秘めた、古代史解明上からも貴重な存在となっている。

また上宮遺跡の南辺は、急斜して下降し中間台地の尾筋につながる。この地域にもまた、西都原同様各所に古墳が点在し、さらには、奈良時代の史跡日向国分寺跡等が保存されている。

国郡制度を取り入れた奈良時代の律令政府は、僧尼令等によって仏教信仰と普及を政治の中にも取り入れ、天平13年（741）3月には、各国に対して国分寺同尼寺創建の詔も発せられるにいたった。

このような、古代史を包蔵した西都原や上宮遺跡・国分寺跡周域は、すべて西都市大字三宅の内に在り、この三宅とは、「屯倉」に発した地名とされている。

今もなお、推定の城は脱していないが、日向国府の所在地は三宅とする説が大方の論述するところであり、それも日向国分寺跡とは極めて近接した位置とされている。

そしてこの地域には、南北に亘り延びた旧道の尾筋道が走り、北端は急坂となり、登り詰めた所に、当時日向國の總社ではなかったかと論じられる三宅神社が鎮座する。

これらの三宅とは、「日本書紀」推古天皇15年（607）の条に、「国毎に屯倉を置く」という記載が見える。これは屯倉を示した表現であり、古代に於ける大和朝廷の直轄地に、穀物を納めていた倉のことと、御宅・三宅・正倉等と書かれている。

しかし時代が降るにつれて、倉の意味から変化し、朝廷へ御料物を献納する経営体の土地を指すようになってくる。

西都原古墳群の所在する中枢地域は、前にも触れたが三宅であり、さらに日向国府が三宅の地内に設置されていたことは、大方の推論されるところであり、屯倉が設置された在所とは、そう遠くない位置関係にあったことが考察される。

そしてこの地方が、いつ頃大和朝廷の支配地として組されたかはむつかしく、屯倉設置以前の、西都原古墳築造文化の時代としか解釈することはできない。

それは、屯倉設置の時代が、西都原古墳文化期の後続文化として成立したと考えるのが妥当であり、西都原に古墳が築造された終末時代と、屯倉が三宅に設置された時代と、文化的・時代的には誤差も認められなく、まったく関連がないと判断することがむずかしいからである。

上宮遺跡にも数基点在する西都原古墳群は、前期様式として13号・35号・75号等の10基程が確認される。そしてこれらの古墳が4世紀末頃には築造され、5世紀代になると男狹穗塚や女狹穗塚をはじめとする代表的な前方後円墳、さらに6世紀ともなると典型的な鬼の窟古墳等が次々に築造され、現在基數311基の古墳群が形成された。

文化改新前の大和朝廷は、地方統治の目的によって「国造」と「県主」の制度を設けて地方官を配した。周知の如く当時の国造の国は、日向國等の大國を指すものではなく、現代の都程度の広さであったと考察される。

また、県主の県についても小地域を指すものであって、国造の下部組織であり、その起原は、原始部族社会の小国家的な存在でしかなかったと考察される。

昭和6年3月、宮崎県内務部が発行した「児湯郡誌」に、伝説の域は脱しないが次のような記載がみえる。

「天孫（ニニギノ尊）高千穂に在りて、すでに土蜘蛛を綏定し給うや、高千穂の地……永遠の皇居に適せず、乃ち炎都の地を求める路を易きに取りて巡幸し給ひ、遂に吾田長屋笠狭の磯に到り給う。（中略）比の國は、朝日の直刺夕日の照る國也と、即ち景勝の地に相して宮殿を造り皇居を定め給う。是れ本邦古史に見える始めである。」

文中に見える笠狭の磯とは、後に述べる上宮遺跡を中心とした、西都原台地及び南辺の尾筋中間微高知を指すものである。

さらに、「児湯は景行天皇紀に見える子湯県にして、児湯の郡名はより起る。惟うに児湯は、古由婁の約音にして、郡、即ち大邑の義である。

而して県は、開田の義なるが故に、児湯の県は土地廣瀬にして田野の開けたる大邑の地と解すべし。

建久四年庚午に児湯郡穂北郷あり、上世児湯縣に屯倉が置かれ、その倉跡に印鑑あり、これ即ち國府のありし所で、その北西に國分寺尼寺跡あり。」記される。

文中に記される穂北郷は、三宅村を含んだ徳北郷であり、倉跡の印鑑とは、屯倉の鍵と印章を保存したところで、今も尾筋道路の脇に印鑑神社として鎮座する。

日向に於ける国造は、古事記・日本書紀等に出現し、児湯縣は「子湯県」として日本書紀にみえている。この日本書紀景行記の中に、次のような注目すべき記載がある。

「十二年十一月、日向に到りて行宮を起て以て居ます。是を高屋宮と謂う。」

「十三年五月、ことごとく襲國平けつ、因りて以て高屋宮に居ますことすでに六年なり。是に於て其の國に佳人有り、御刀媛という、則ち召して妃に為たまう。豊國別皇子を生む、是れ日向国造の始祖なり。」

「十七年春三月、戊戌朔己酉、子湯県に幸して丹波小野に遊び給う。時に東のかたを望そなわして、左右に謂いて日く、是の國は直に日の出づる方に向けり、故れ其の國を号けて日向と日う。」

この記載は、12代景行天皇が大和朝廷に従属しない南九州の襲國平定に自から西征された記事であ

る。

記・紀にみえる景行天皇は、実在・不在の人とする説も多いが、そのことは別として、仮に、景行帝が直接西征しなかったとしても、帝に代り得る朝廷の一族、もしくは一族に代る大和武将の一人が降ったということは考察され、そのように考えてこの記載を取り上げてみたい。

もちろん史実的な確証はないが、中世の代表的な山城・西都市都於郡に保存される都於郡城跡、その周域は古くから高麗と称され、高麗宮跡とする説話・想定は、現代までも長く持続されている。

そして景行天皇は、この地に建てられた高麗宮に六年間滞在され、その間に土地の娘御刀媛と結ばれて豊國別皇子が出生し、さらに子湯川の丹波小野で一日を楽しみ、東方を望んで思邦歌を詠まれたという。

この丹波小野の伝承地が、三宅神社の鎮座する上の宮であって、同神社の南約150m程の縁辺部には、今も天皇の腰掛石という大石が保存されている。

また、13代成務天皇5年に、国造・県主の制度が設けられると、豊國別皇子が初の日向国造に任せられ、日向国府も三宅村に設置されたというのである。

そして、その子の国富彦命は諸県の国富へ、またその子の老男は、応神天皇の御代に日向国造となり、三宅に住んでいたという説話も残される。

このように、景行天皇の西征説話が西都市域に残され、国府時代に於ける日向国の舞台が、三宅神社を中心とした三宅地方であり、これらの説話と、日向国に於ける史実とが関連して文化を生み、やがては子湯川の主家が、日向国造へと移行したのではないか。

当時の説話に出現する、豊國別皇子の子供か孫か老男もまた、仮に伝説の中の人物であったにせよ、西都市地域を中心とした日向国は、この頃から新しい歴史の時代に入っていたものと考察される。

古代日向国を中心とした三宅地方、その中央に位置する三宅神社は、古くは覆野大神宮と称され、正社に瓊々杵尊を主神とし、左右に天忍穗耳命・大玉命を配し、相殿には、神武・応神・木花開耶姫の外3神を祀り、摂社来社を合計し123神を奉祀して、古來總北郷10村の総祈願所となり、民衆の崇敬を深くしていった。

三宅神社の縁起については、天正15年（1587）12月の兵火、さらに文化7年（1810）の大火によって旧記・宝物が焼失し詳らかにすることはできない。

社地は、旧称中笠狭に在って、都萬神社に比し上の宮という。古來覆野大神宮と称し、その地を大尾または大王城ということもある。

石貫神社の旧社家・横山氏文書に、三宅郷5村の一つに大尾あり。また宮崎市奈古神社の縁起に、「児湯郡府中は大王城なり、これを三宅と称す。覆野大神宮あり、瓊々杵尊を祀る。」云々とある。

また、建久8年（1197）の日向國田帳（建久國田帳）には、福野宮神田25町、それに三宅神社の応永元年（1394）3月再写文書には、三宅郷福野御祭の文字があり、弘治2年（1556）6月の記事に、始めて福野八幡宮の名が見えている。こうして見ると同神社の創建は、建久8年以前ということは明らか

かである。

その後、土持氏・伊東氏がこの地方を治するに及び、両氏の歟田は55町8反とあるが、弘治年間（1555～1557）に至ると、田18町3反・畠6反・宅地18カ所と社記には記される。

これらの田地は、彼岸田・霜月田・御杖田・修理田・油田等に区分され、年間それぞれの祭事費用に充当されていた。そして、大宮司・權大宮司・主税・儀大宮司・器大宮司等の職掌を置いて分担されていた。

三宅神社の年間祭事は、大・中・小の祭式に分けられ、97回にも及んでいたことが記され、特に6月夏至の日の天孫降臨祭と、8月15日の国家安穏祭、それに10月1日と11月初卯の日の山陵祭が、同神社の三大祭とされていた。

三大祭に見える国家安穏祭は、夫婦神とされる三宅神社のニニギノ尊、都萬神社のコノハナサクヤ姫の、出会い的な祭事でもあったことが考察される。

それは、8月15日、三宅神社での国家安穏祭が、都萬神社からの御神幸が到着してから開催され、さらに、都萬神社の祭礼も三宅神社の神靈御幸があった。そして両神社間の御神幸道は、今も御幸道と称されている。

山陵祭は、もちろん西都原の男狹穗塚を対象にしたものであり、男狹穗塚の基台上には、今も可愛塚神社跡が残される。

この山陵祭は、古くは男狹穗塚を対象とし、可愛塚神社で祭事が催されたものであるが、室町時代・約600年前の応永元年（1394）には、その初現的な旧記を見ることができる。

そしてこの祭事は、三宅神社と三宅の村人によって継承され、現代の西都原古墳祭として年次絶えることはない。このことは高く評価すべきであろう。

三宅神社の古文献は、前述の大火によって焼失したとあるが、応永元年3月12日の再写文書が残される。この文書によって同神社の年間祭事等も判明するが、都萬神社の「妻宮縁起書」に、「児湯郡斎殿原笠狭崎」の記載が見受けられる。

文書は、永禄6年（1563）の再写であり、当時の西都原は「斎殿原」と称していた。そして三宅出身の児王実満は、明和2年（1765）庄屋の家に生れたが、庄屋の役を辞して新町に移り住み、古墳・社寺・旧記・伝説等を駆使し、斎殿原の神都説を唱える。

この神都説の中から、彼は笠沙旧記と笠沙略記の2書を発刊し、2書をまとめた書が世に言う「笠狭大略記」であり、文政8年（1825）に発刊した、その原書となったのが「笠狭旧元記」である。

笠狭崎・つまり西都原は、上・中・下に3区分されていて、陵墓参考地周辺を上笠狭、三宅神社周辺を中笠狭、三宅神社の南端から一段と下降した中間台地の尾筋地域を下笠狭と称していた。

三宅神社を含む中笠狭、この地域が上宮遺跡であり、本年度実施した発掘調査地は、同神社の境内に接しその北辺に位置する。思うにこの調査地も、往時は神社の境内地に包含され、古代・中近世に於ける中枢的な役割を果たしていたと考察することができる。

鎌倉時代、源氏の家人であった都於郡伊東氏の祖・工藤祐経は、源頼朝に仕へて建久元年（1190）正月、日向地頭職に補され、所領地は730町にも及んだ。

このことによって、伊豆国伊東氏（工藤）と日向国の関係が生じ、祐経6代の孫伊東祐持は、足利尊氏に仕えて戦功があり、日向の地に都於郡を贈与され、建武2年（1335）10月に下向して都於郡城に入る。

こうして伊東氏は、都於郡城を本地として、歴代城主が南九州の制圧に乗り出し、天正5年（1577）までの242年間を過ごすこととなる。

都於郡伊東氏の全盛期は、10代伊東三位入道義祐時代である。義祐は嫡子義益を11代城主として都於郡城に置き、身は、隠居城と称する佐土原城に住み、南九州制圧に専念する。

そして国内に48城を配置し、威を内外に振ったが、自己の驕りから民心は離れ、加えて野尻城主等が叛して島津氏に降るという破綻期を迎へ、天正5年12月、豊後国大友氏を頼って敗走した。これが都於郡没落とか伊東氏の豊後落ちである。

伊東氏48城の内の三宅城は、垂水又六を領主とし、城域は、発掘調査地から堀割道を挟んだ北辺に隣接する。

この垂水氏は、伊東氏13人衆の名門であるが、戦国時代の武将も束の間の時間を惜しみ、南に隣接した三宅神社には、戦勝・安泰の祈願を常時行っていたと思われる。

運動公園の南・約100mの縁辺には、築城時代等不詳であるが、かつては松田氏が住したであろう、居館跡ともとれる上宮城跡が残される。この城跡からは、足下に松田の集落を見下ろし、山路谷の水田を挟んだ向い側の台地上には、歴史的な清水神社と清水寺を望むことができる。

以上、遺跡の位置と歴史的環境について述べてきたが、屯倉設置の在所と近接した上宮遺跡は、西都市内に於いて最も良好な歴史的環境を有した地域である。

そこには、景行天皇西征紀に見える丹波小野の伝承説話を残し、児湯郡府中は大王城なり、あるいは、三宅福野城とも記される三宅城跡、さらには居館風の上宮城跡等が保存され、歴史上の地名は、三宅神社を中心とした上の宮である。

第3図周辺遺跡分布図



1 : 25, 000

	名 称	所 在 地	種 別	時 代	旧番号	文 献	備 考
1001	西 部 原 古 墓 群	大字三宅・妻・童子丸・右松	古 墓	古 墓	16-13	発掘調査報告書 ほか西都市史等	S.27.3.29. 国特別史跡指定
1002	清 水 西 原 古 墓 群	大字清水・三宅	古 墓	古 墓	16-30 16-31	日 向 地 誌	S.9.4.17. 県指定史跡
1003	上 ノ 原 遺 跡	大字清水宇上ノ原寺山	散 布 地	古 墓			
1004	寺 山 遺 跡	大字清水寺山	散 布 地	古 墓			
1005	清 水 遺 跡	大字清水宇 大園・松崎 廢久原	散 布 地	古 墓			
1006	下 尾 筋 遺 跡	大字三宅宇 尾筋東下 尾筋西下	散 布 地	古 墓	16-28	日 向 地 誌	
1007	上 尾 筋 遺 跡	大字三宅宇 尾筋東下 尾筋西下	散 布 地	古 墓	16-28	日 向 地 誌	
1008	日 向 国 分 寺 遺 跡	大字三宅宇国分	寺 踪	奈良・江戸	16-33	日 向 地 誌・発掘 調査報告書ほか	
1009	国 分 遺 跡	大字三宅宇国分 大字右松露田	散 布 地	古 墓			
1010	上 宮 遺 跡	大字三宅宇 上ノ宮東 上ノ宮西	散 布 地	古 墓			丹波小野伝承地を含む遺跡
1011	上 宮 古 墓	大字三宅宇上ノ宮	円 墓	古 墓			2基(1基は汚滅失)
1012	上 宮 城 踝	大字三宅宇上ノ宮西	城 踏	中 世			
1013	三 宅 城 踏	大字三宅宇原口	城 踏	室町～ 安土桃山		日 向 記・ 日 向 地 誌	
1014	潭 訪 遺 跡	大字三宅宇尾沙門 大字右松宇鶴田	散 布 地	古 墓			
1015	酒 元 遺 跡	大字三宅宇 須賀・善貴姫 山王前瀬	散 布 地	奈良・江戸	16-29		
1016	堂 ケ 島 遺 跡	大字三宅宇黄畠・石真畠 大字妻要瀬	散 布 地	古 墓			
1017	寺 崎 遺 跡	大字三宅宇寺崎 大字妻要瀬 大字右松宇削出	集 落 踏	奈良・江戸	16-26		旧番号は板元遺跡
1018	上 妻 遺 跡	大字右松宇削田 大字妻要瀬上妻	散 布 地	古 墓			
1019	經 塚	大字妻要瀬上妻	經 塚	平 安	16-27		都万神社境内
1020	法 元 遺 跡	大字三宅宇妻要瀬 大字右松宇削田 大字妻要瀬上妻	散 布 地	古 墓			
1021	童 子 丸 遺 跡	大字童子丸字根ノ内・上園 寺・馬場	散 布 地	古 墓		日 向 地 誌	
1022	上 園 古 墓 1 号	大字童子丸字上園	古 墓				
1023	上 園 古 墓 2 号	大字童子丸字上園	古 墓				
1024	上 園 古 墓 3 号	大字童子丸字上園	古 墓				
1025	石 貴 遺 跡	大字三宅宇右平ノ下	散 布 地	古 墓	16-25	日 向 地 誌 佐土原藩史稿	伝承遺跡の保存地域
1026	原 口 遺 跡	大字三宅宇原口ノ西 原口・原口二	散 布 地	古 墓		日 向 地 誌	
1027	寺 原 遺 跡	大字三宅宇原・寺原臨	集 落 踏	古 墓	16-24	日 向 地 誌	
3001	松 本 塚 古 墓	大字三納字宮田36	前方後円	古 墓	16-29		S.19.3.7. 国指定史跡
3002	松 本 遺 跡	大字三納字松本・芦町	散 布 地	古 墓			
3003	松 本 墓 遺 跡	大字三納字松本原・羽子田 大字清水宇宮川・仙教・桜木下	散 布 地	古 墓			
3004	長 野 原 遺 跡	大字三納字長野原	散 布 地	古 墓			
3005	永 野 遺 跡	大字三納字 永園・水野 宮田	散 布 地	古 墓			
3006	鴨 目 原 遺 跡	大字三納字鴨目	散 布 地	古 墓			
3007	長 谷 場 遺 跡	大字三納字 長谷場 長谷塙原	散 布 地	古 墓		佐土原藩史稿	
3008	三 納 村 古 墓 群	大字三納・平郡	古 墓	古 墓	16-23	日 向 地 誌	S.10.7.2. 国指定(2基) S.19.12.15. 県追加指定

### 3. 発掘調査の概要

上宮遺跡（第3図1010）は、三宅神社を中心とした地域で、景行紀の丹裳小野伝承地や、西都原古墳群の内1基（同1001）・上宮古墳2基（同1011）・上宮城跡（同1012）・三宅城跡（同1013）を包含し、全域に、弥生時代から平安時代にかけた遺物が散布する散布地である。

本年度、西都市教育委員会が発掘調査を実施した上宮遺跡とは、前記の上宮遺跡内の一帯であって、三宅神社の北辺に接した地域である。

また、調査地の西側には、昭和56年度に完成した西都原運動公園があり、調査地の間には、幅員約2.5mの市道が南北線に直に延びている。

方位はすべて概略とするが、調査地の南西隅は市道を軸にした方角であり、南側境界地は小道を境にして東方へ直に延びる。

北西隅は略方角をなしているが、北側境界も市道によって区切られ、徐々に内行し北東隅に延びる。この北東隅はへの字状に曲折し、その後は直に延びて南東隅につながる。

広さは3.648m<sup>2</sup>、地形は平面状を呈するが、元来、北西隅が中央部に比して約1.2m程下向し、中央部に於ける南北線上が陥状となって一段と高く、東方地域に向ってはわずかに下降する様相を示している。

そして調査地は、過去の時代に整地され、中央部と北西隅との高低差は感じられないが、遺構検出層のアカホヤ層は残存していた。だが、近年、庭園用の花木等が植栽され、全面に深浅広小の擾乱された箇所が多く残されていた。

現状は、中央部の北辺に松林があり、他はフェニックスの20数本が繁茂し、全地が竹藪の荒地となっていた。このフェニックスは、遺構への影響を考慮して調査終了後に移植することとなり、現状で残して調査を開始する。

調査作業は、まず全面の竹藪を刈り払い、目通り径30cm程の松樹約30本を伐採し、平成2年7月末に実施した試掘調査の結果を参考にし、雜木竹根が多いことから、同年9月10日より5日間、重機を使用し慎重に表土を剥ぎ取る。

調査区の設定は、重機による表土削除作業が終わったあとに実施し、調査地の南側と西側とが、ほぼ方角に直に延びることからこの両側を基準とし、方20メートルのグリットを組み、西側から横位にA・B・C・D区とし、南側から縦位に1・2・3・4列とした。

本格的な調査は、同年9月12日開始し、表土除去の終わった南東隅のD区1列から、順次アカホヤ層までの表土を除去し、遺構の検出作業を実施した。

そして調査地を東方と西方に二分し、東方地域のC区・D区が終ってから、西方地域のA区・B区の表面調整作業を行なう。

この作業により、溝状遺構を示す黒色土の条13条と、長方形状の土坑を示す黒色土層が2個所、及

び擾乱層地の中に長方形状の土坑1基を確認し、本格的な遺構内の排土作業に着手する。

調査結果は、第4図にも示すとおり、溝状遺構14条、長方形土坑3基が検出された。溝状遺構が1条增加したことは、D7号遺構の西側が2条の溝として検出されたことにある。

遺物は、C区・D区の各1～2列に主に出土し、主流をなすのは土師器であるが、数量は極めて少なく総数58点であった。

これらの遺物はまた、検出した遺構の内外に散布し、遺構内から出土した遺物も遺構に伴った遺物とは考察されず、すべて流動的な流入遺物と認めざるを得ない。

さらに遺物は、大半が小片であり完形は石錘の2点だけ、特に土師器片は、器種も推定しがたい程の小片が大半を占めている。

なお遺物は、第Ⅲ層の上層から出土したものであり、以下の層位からは未発掘のため出土していない。

検出した遺構の埋土は、方形状土坑2号が、硬質の大小土塊によって埋め戻しがなされ、土塊間の粒土は黒色に変化していた。他はすべて黒色土であった。

調査地の基本土層は、下記のとおりである。

第I層	表土層
第II層	黒色土層
第III層	アカホヤ層
第IV層	黒褐色土層
第V層	暗褐色土層
第VI層	褐色土層
第VII層	明褐色土層（粘質土）

## II. 遺構と遺物

### 1. 遺構

本調査に於ける地域は、特別史跡西都原古墳群が所在する岬様の西都原台地南端部であつて、古墳時代及び同時代を前後にした時代の遺構検出も考慮しながら調査を実施した。

また調査地は、往時・南に隣接する三宅神社の境内地に含まれた土地であり、「大王城」とも称された地域である。

そして東端には、大王馬場と称される馬場跡が、南部縁辺から直に北へ延び、調査地に接する個所は、約1m余りの浅い堀り割りとなっている。かつては、農開期に農耕場が集まり、「やくさみ」が催された場所である。

以上の環境地に於いて実施した発掘調査であったが、検出遺構は、方形状土坑大小3基、溝状遺構4条であつて、古墳築造時代を除く中世から近世にかけた遺構であった。

#### 方形状土坑1号。（第6図）

この土坑は、C区2列の中央部や、東寄りに検出され、東西に延びた溝状遺構7号を北辺に置き、その間は約1.3mあり並列状をした長方形の遺構である。

規模は、長軸中心延長線が磁北より75度西に寄り、中央部の上縁径 $2.04 \times 0.60$ m、床面 $1.77 \times 0.39$ m、深さ0.25mである。

形状は、四隅とも角隅をなすが、短軸東西の両壁は半月状、長軸の南北両壁は概略直に延びている。床は中央部がわずかに低く、端部は急角して壁面となり、内湾気味に斜上する。

遺物は出土していない。埋土は黒色土。なお本土坑の構築年代及び使用目的等は不詳である。

#### 方形状土坑2号。（第7図）

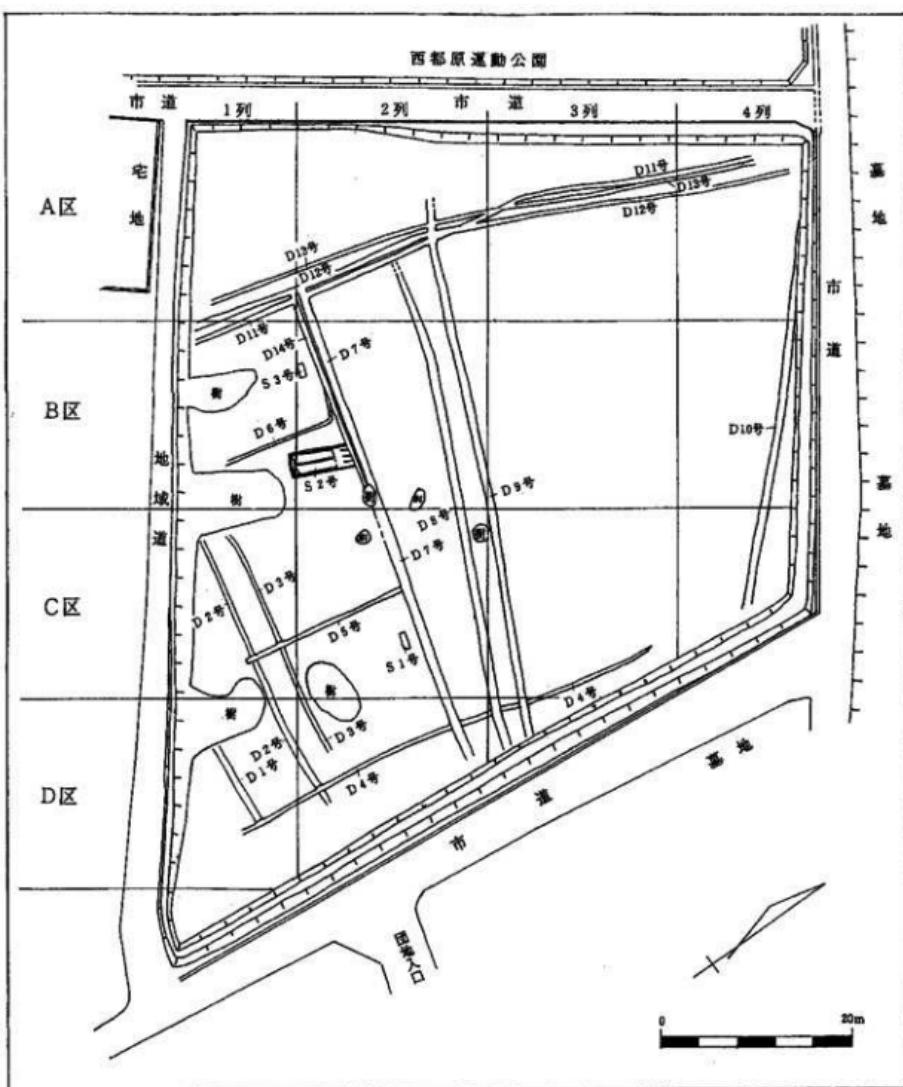
この土坑は、B区2列に東西に延びる溝状遺構14号と北端部が切合し、南端はB区1列まで延びた長方形の遺構である。

規模は、長軸中心延長線が磁北より27.5度東に寄り、中央部の上縁径は $6.60 \times 2.63$ m。床面は、長軸が $4.39$ m北方に延びたあと、 $1.9$ m斜上して14号溝と切合する。短軸径 $2.35$ m、深さ $1.05$ mである。

形状は、四隅とも角隅をなし、南側壁はゆるく内湾し、東西両側壁もわずかに内湾気味、北側は壁でなく遺構の入口と考察され、約20度の角度で斜上する。

床面にはまた、長軸に沿って東西両壁下及び中央部に、幅約10センチ、深さ約10センチと3条の小

第4図. 調査地平面図（遺構の位置）



溝が掘り込まれている。

そして南東隅・南西隅に径50~55センチ、深さ約45センチの円形坑が掘り込んであり、東西側の小溝はそれぞれに流入し、さらに、2個の円形坑は幅13センチ、深さ13センチの溝で結ばれ、溝の中央部に長軸中央部の小溝がT字型となって結ばれる。

遺構は、2個の円形坑を溜水施設とするとき、4条の小溝は排水施設となり、使用目的は地下貯蔵庫と考察される。

遺物は、土師器片1点、須恵器片1点、染付片1点出土しているが、出土位置が上層位の擾乱層土内であり、遺構に伴った遺物とは考察され難い。

埋土は、硬質の大小土塊によって埋め戻されていたが、土塊間の土は黒色土と化していた。なお構築年代は詳らかでないが、中世から近世初頭にかけた時代と考察される。

#### 方形状土坑3号。（第6図）

この土坑は、B区2列の南辺中央からやや西寄りに検出された遺構で、1号土坑と同様東西に延びた溝状造構7号の南に近接し、7号溝と切合並列した14号溝とは約1mの位置に在る。

規模は、長軸中心延長線が磁北より73度西に寄り、中央部の上縁径1.57×0.63m、床面1.45×0.44m、深さ0.25mと長方形の遺構である。

形状は、各隅とも角隅をなすが、短軸東西の両壁は半月状、長軸南北の両壁は概略直に延びている。

床面は、中央部がわずかに低く、四方の端部は急角して斜上するが、南側壁のみ内湾気味である。

遺構内から遺物は出土していない。埋土は黒色土である。なお、本土坑の構築年代・使用目的等は不詳である。

#### 溝状造構1号。（第8図）

溝状造構は全地に配され、14条の大小造構が検出されている。1号造構は、調査地南東隅のD区1列に東西に延びて検出された。

本造構の東端は、南北に延びる同4号に流入して終わり、西端は保存樹下に潜り調査地外まで延びると考察される。

検出造構の規模は全長9m、上縁幅約80センチ、底面幅約67センチ、深さ約10センチである。東西両端の高低差は11センチで東端が低い。

遺物は、土師器片1点が出土しているが、小片であり、流入遺物と考察される。なお、造構内の埋土は黒色土であった。

#### 溝状造構2号。（第8図）

この遺構は、D区2列の同4号遺構を横断し、西方に向って延びた遺構で、D区1列の北西隅をかすめてC区1列の西端に進んで消滅する。東端も4号遺構の東約1.5mで消滅している。

検出規模は、全長29.2m、D区1列の上縁幅約76センチ、底面幅約62センチ、深さ約8センチ。C区1列の上縁幅約48センチ、底面幅約35センチ、深さ約5センチ。西方の規模がやや狭小する。

底面は略平底で、北側壁は底面から急角して斜上するが、南側底面端はやや丸味がかった角状で壁は斜上する。東西両端の高低差はほぼ同等であるが、中央部の同5号遺構が横断する位置は、約3センチ低くなっている。

遺物は、土師器片6点が出土しているが、いづれも小片であり、流入遺物と考察される。埋土は黒色土である。

#### 溝状遺構3号。(第8図)

この遺構は、前項2号と並列しその北側に2~2.5m離れて検出された。東端は、南北に延びる溝状遺構4号近くで消滅し、西端は、C区1列の西端で消滅している。

検出遺構の規模は、全長26.7m、D区2列の上縁幅約57センチ、底面幅約44センチ、深さ7センチ、C区1列で上縁幅約39センチ、底面幅約32センチ、深さ5センチ。東西両端の高低差は3センチと西端が低い。

遺物は出土していない。埋土は黒色土である。なお東西両端とも、さらに延びていることも考察されるが確認されていない。また遺構のほぼ中央部には、南北に延びた溝状遺構5号が横断する。

#### 溝状遺構4号。(第9図)

この遺構は、調査地南東隅からC区3列の北辺まで延びた遺構で、全長47.1mが検出された。

また、南端部は近年の植樹によって擾乱され、北端部は下降した地形で消滅している。その間には、溝状遺構2号・7号・8号・9号が概略十字形に横断する。

規模は、D区1列で上縁幅約48センチ、底面幅約37センチ、深さ15センチ、D区2列で上縁幅約50センチ、底面幅約32センチ、深さ11センチ、C区3列では上縁幅約43センチ、底面幅約28センチ、深さ12センチを計測する。

南北両端の高低差は17センチ北端部が低い。底面は平底、その両端は角状となって壁面となり、壁面は直状に斜上する。

遺物は、土師器片1点、白磁片1点、染付片1点、陶器片2点が出土しているが、いづれも流入遺物である。埋土は、擾乱地を除きすべて黒色土である。

### 溝状遺構 5号. (第9図)

この遺構は、C区1列から前項2号・3号の中央部を横断して北方に向って延び、C区2列に於いて同遺構7号に流入する。南端は、攪乱を受けて消滅するが、調査地外に延びると考察される。

検出遺構の規模は、全長18m、上縁幅約47センチ、底面幅約32センチ、深さ約11センチである。底面形状は平底で、その両端は急角し壁となって斜上する。

南北両端の高低差は6センチで北端部が低い。遺物は、土師器片2点、青磁片1点、磁器片1点、染付片1点出土しているが、すべて流入遺物と考察される。埋土は黒色土である。

### 溝状遺構 6号. (第10図)

この遺構は、B区1列からB区2列にかけて検出され、北辺は、L字型に急曲し、西方に向きを転じた後、約3m進んで溝状遺構14号と切合する。切合部は、14号に流入ではなく、並列した後複合した遺構と考察される。

検出遺構の全長は約15.5m、上縁幅約52センチ、底面幅約40センチ、深さ約16センチである。底面形状は平底で、その両端は急曲して壁となり斜上する。

南北両端の高低差は、7センチ北端部が低い。遺物は出土しなかった。埋土は黒色土である。

### 溝状遺構 7号. (第10図)

調査地の略中央に、3条の大溝が並列し東西に延びて検出された。溝状遺構7号は、3条溝の南に位置し、D区2列から西方に進み、A区1列2列、B区1列2列の十字点に接した西側で、同11号・12号と切合し終る。

全長52.3m、東辺D区2列では同4号が横断し、C区2列では同5号が流入、さらにB区2列では方形状土坑2号の北端と切合、この附近から、同14号溝が重複並列して西方に延び、複雑な遺構として検出された。

形状も底面幅の狭い、一見V字溝状を呈する箇所も多く。上縁幅約106センチ、底面幅15~20センチ、深さは約27センチを計測する。東西両端の高低差は西端が45センチ低い。

底面は、平底とすべきであるが、壁面と底面の境が鮮明でない箇所も多く、壁面は60度程の傾斜を有しゆるく内湾する。

遺物は、土師器片3点、陶器片1点、石錘2点出土しているが、いづれも流入遺物である。埋土は攪乱地を除きすべて黒色土である。

#### 溝状遺構8号. (第11図)

この遺構は、D区3列に調査地外の東方から延びて検出され、西方端を南北に延びた同11号遺構近くで消滅するが、附近は擾乱の大きい地域であり、遺構は西方の調査地外まで延びるものと考察される。

検出遺構は、全長52m、東辺の遺構は深く上縁幅約98センチ、底面幅約71センチ、深さ約31センチ、西辺は上縁幅約97センチ、底面幅は底面が半月状で計測ができない。東西両端の高低差は21センチ西端部が低い。

形状は、東辺が半月状の底面をなし、壁面はわずかに内湾して斜上する。西辺は遺構が半月状の底面だけで、壁面は上層位内と考察される。なお、東端部近くには同4号遺構が横断する。

遺物は、土師器片6点、剥片1点が出土しているが、いずれも流入遺物である。埋土は黒色土である。

#### 溝状遺構9号. (第11図)

この遺構は、前項8号遺構の北約2mに並列して検出された遺構である。東端近くには同4号遺構が横断し、東方の調査地外に延びている。

西端は、同11号・12号・13号遺構を横断し、約0.5m進んで消滅するが、附近は擾乱大の地域で、さらに西方の調査地外まで延びると考察される。

規模は、全長56m、東辺の上縁幅約92センチ、底面幅約45センチ、深さ約29センチ、中央の上縁幅約83センチ、底面幅約40センチ、深さ約29センチ、西辺の上縁幅約93センチ、底面幅約48センチ、深さ約30センチ、東西両端の高低差は43センチ西端部が低い。

形状は、底面が平底で、壁面は約50度の角度で斜上する。遺物は土師器片6点、剥片1点出土しているが、流入遺物である。埋土は黒色土である。

溝状遺構7号・8号・9号は、7号を西端部が同11号・12号と接合すること等から、排水溝とせざるを得ないが、8号・9号は別な見解も考察すべきである。

元来この地は、大王城とも称された地域であって、南に隣接する三宅神社の境内地に含まれていた。

その北限境界を成していたのが8号・9号遺構ではなかったか、古記録は不詳であるが、かつての大王城域は狭小し、三宅神社が玄々とあることから、靈城を廻む土塁・堀跡が、同遺構であったとも十分に考察することができる。

#### 溝状遺構10号. (第13図)

この遺構は、調査地の北端に検出された遺構である。調査地北東隅のC区4列で消滅し、西端は、A区4列の北側壁下に潜って終る。全長は約41m、上縁幅約88~100センチ、底面幅約68~73センチ、深さ9~11センチである。

形状は平底で、約50度の角度で斜上する。遺物は出土せず、埋土は黒色土であった。なお、東端部は地形的に消滅しているが、さらに東方へ延びた遺構と考察される。東西両端の高低差は62センチで西端が低い。

#### 溝状遺構11号・12号・13号。（第12図）

3条のこの遺構は、調査地の西端に並列し、南北に延びて検出された。3条の内12号と13号は並列するが、11号は中央附近から12号・13号を斜断し、西側に移って並列する。さらに11号は、北辺部で12号と一部切合し重複する。

A区1列と2列境では、東方から延びた同7号と14号遺構が、11号を横断し12号とT字型に切合する。

さらにA区2列北辺では、9号遺構が横断するが、その間の8号遺構は、3条の遺構を横断するかどうかは鮮明ではない。

検出遺構は、全長11号が62m、12号が66m、13号が59mで、11号の上縁幅約50~70センチ、底面幅約37~47センチ、深さ10~20センチ。12号が上縁幅約71~80センチ、底面幅約47~50センチ、深さ20~25センチ。13号が上縁幅約46センチ、底面幅約35センチ、深さ約7センチである。

底面は、いずれも平底で、壁面は、11号が40度、12号が30度、13号が30度の角度で斜上する。3条とも南・北端は、調査地外に延びていると考察される。なお南北両端は、地形的にも北辺が約85センチ低くなっている。

遺物は、11号に土師器片1点、12号に陶器片1点出土しているが、いずれも流入遺物である。埋土は黒色土であった。

#### 溝状遺構14号。（第10図）

この遺構は、東西に延びた同7号の西辺約1/2間に切合並列し、西端は同12号に流入して終る。

検出遺構の東端は、保存樹下に潜り込み、さらにその東方は擾乱地であり、以東には検出されないことから、擾乱層地で消滅、もしくは7号と重複と考察されるが不詳である。

形状は、北側壁が7号と切合して滅失し、底面にわずかな境界土層が確認される。南壁は、一部方形状土坑2号の北端が切合し、さらに溝状遺構6号が並列・重複する。

規模は、上縁幅約55センチが推測され、底面幅約35センチ、深さ約32センチ。底面は平底で、壁は

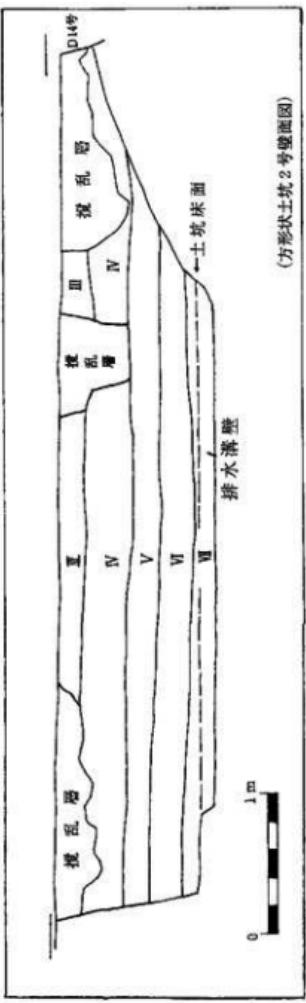
約20度の角度で斜上する。遺物は出土していない。埋土は黒色土である。

以上、検出した方形状土坑3基、溝状遺構14条について述べてきたが、出土遺物の僅小と小片・さらには遺構の伴出遺物もなく、構築時代を詳らかにすることが難であった。

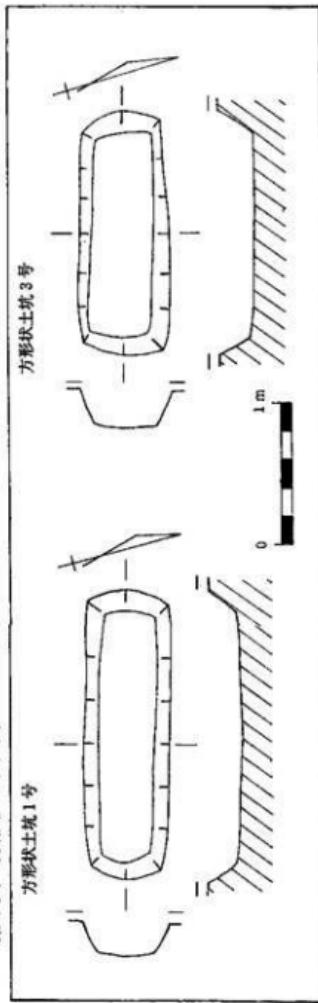
しかし、総数58点の遺物を分類すると、中世遺構を主流とし、近世遺構を含む遺跡と考察することができる。

中世遺構として推論できる遺構は、方形状土坑2号の地下貯蔵庫、溝状遺構では、1号・7号・8号・9号等を取り上げることができる。

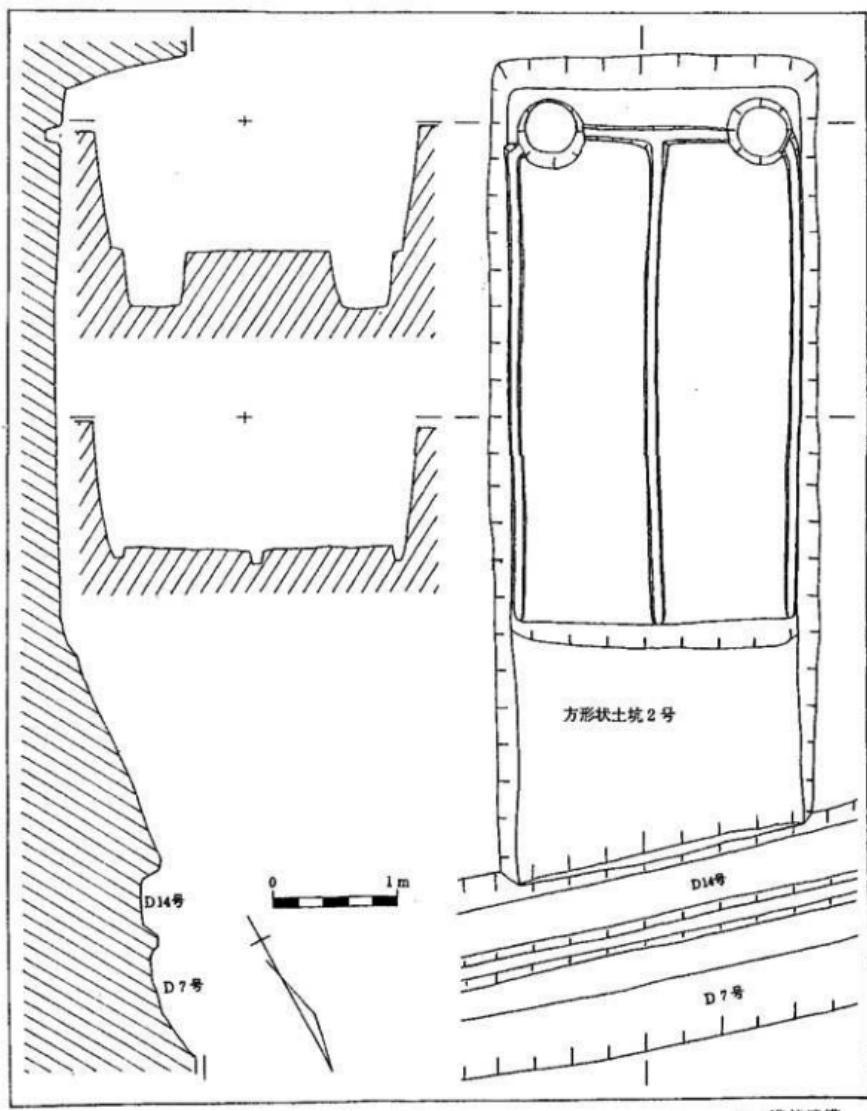
第5图 方形状土坑2号土层断面图



第6图 方形状土坑实测图

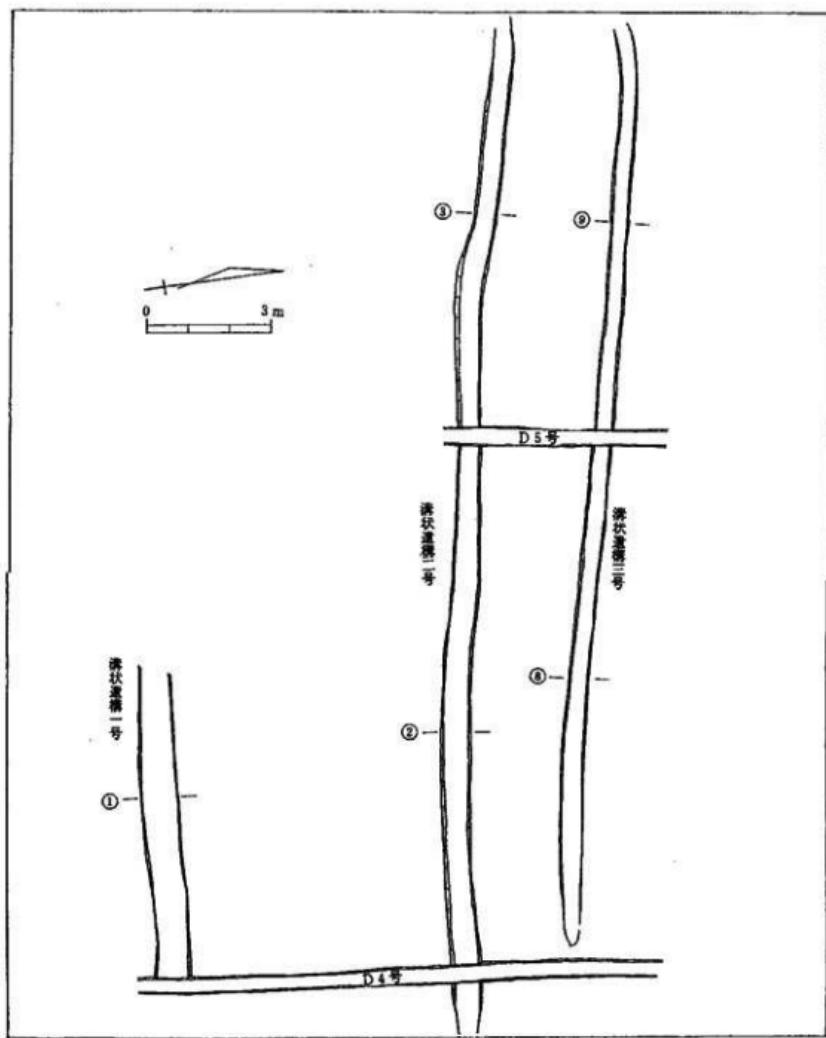


第7図 方形状土坑2号実測図

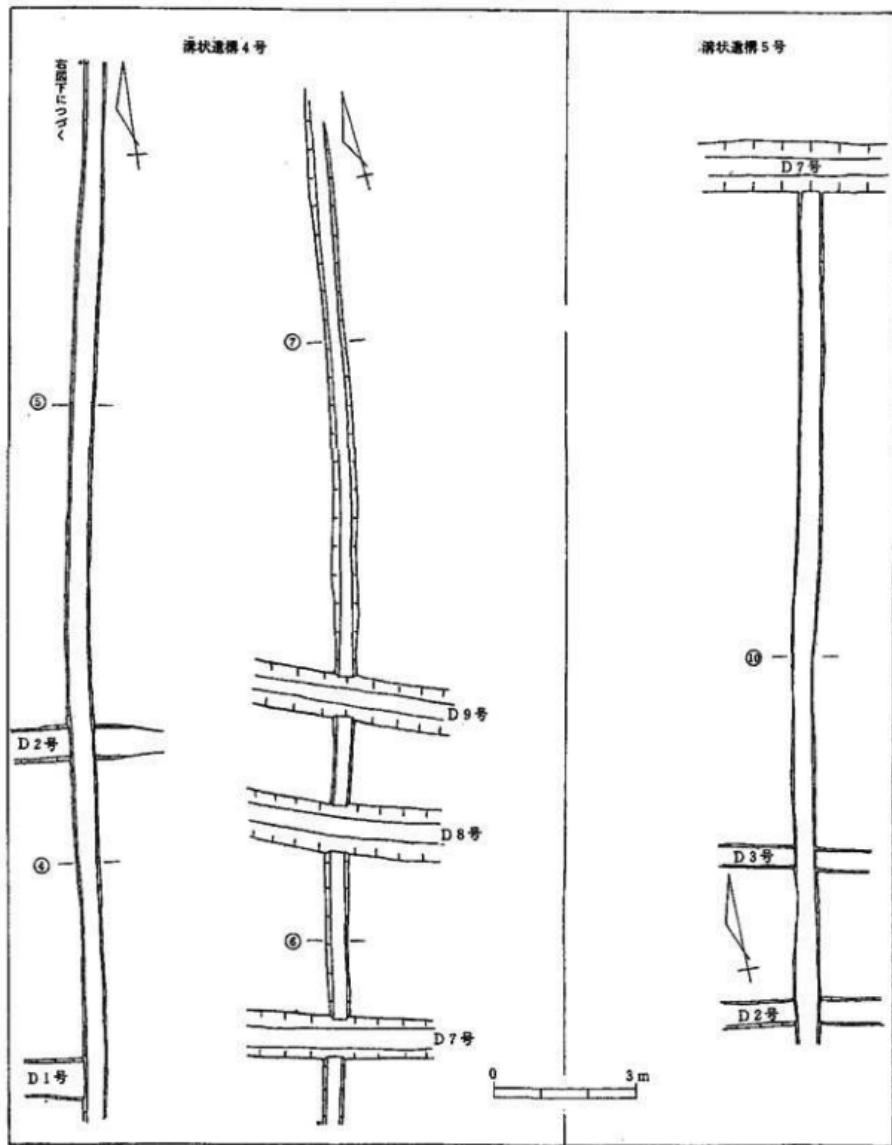


D～溝状遺構

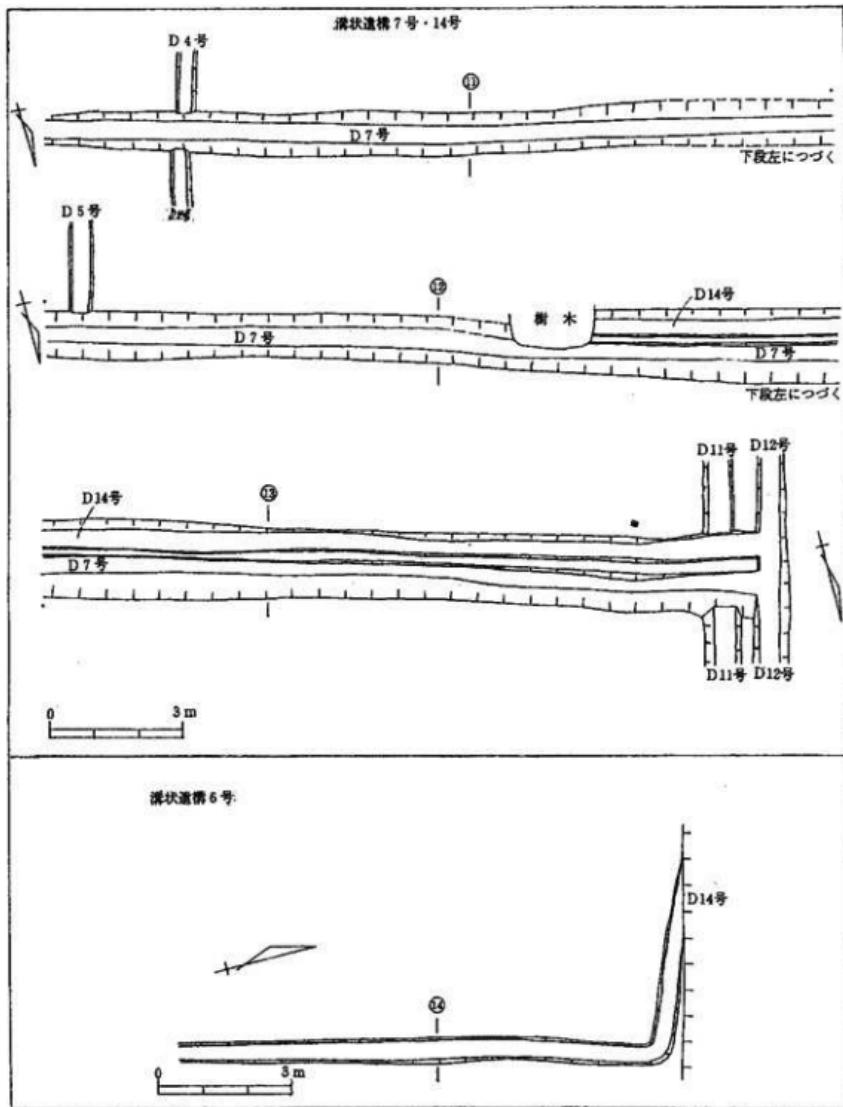
第8図 溝状造構実測図 1・2・3号



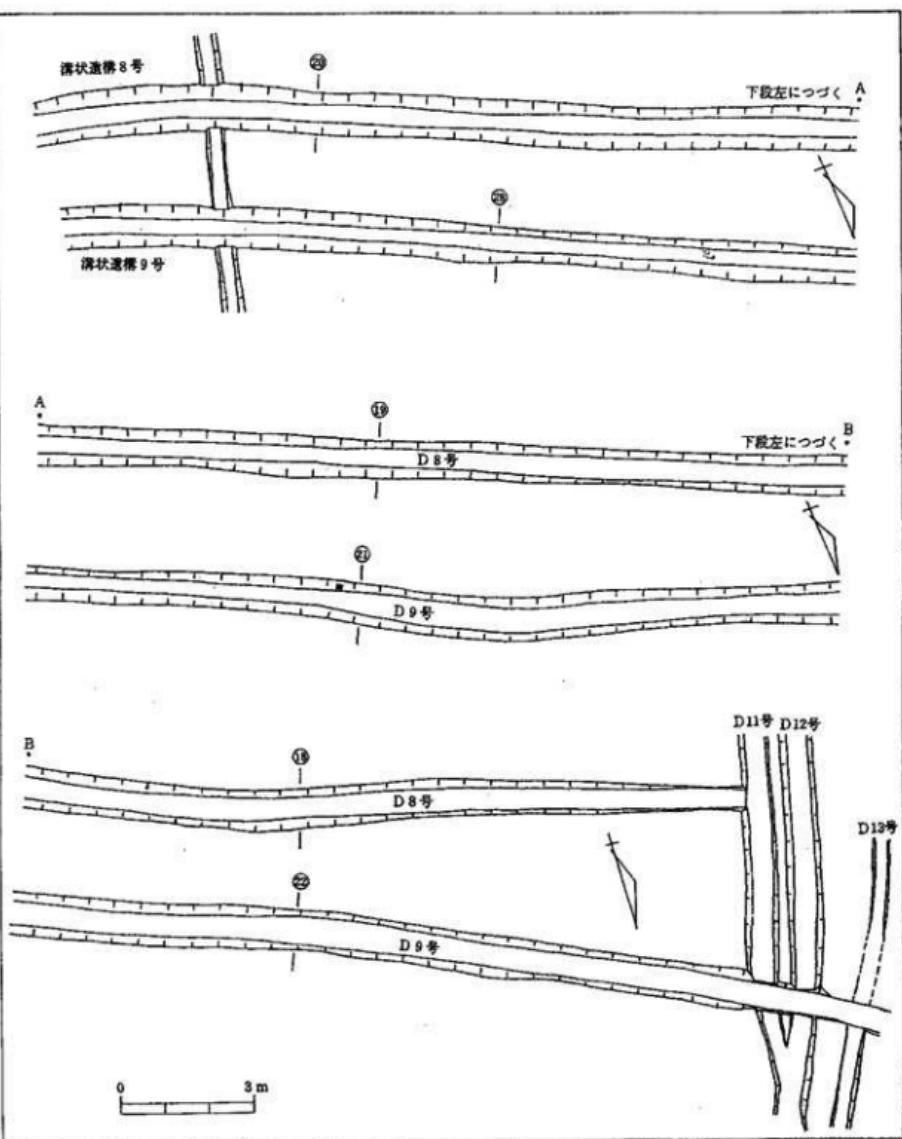
第9図 溝状造構実測図 4・5号



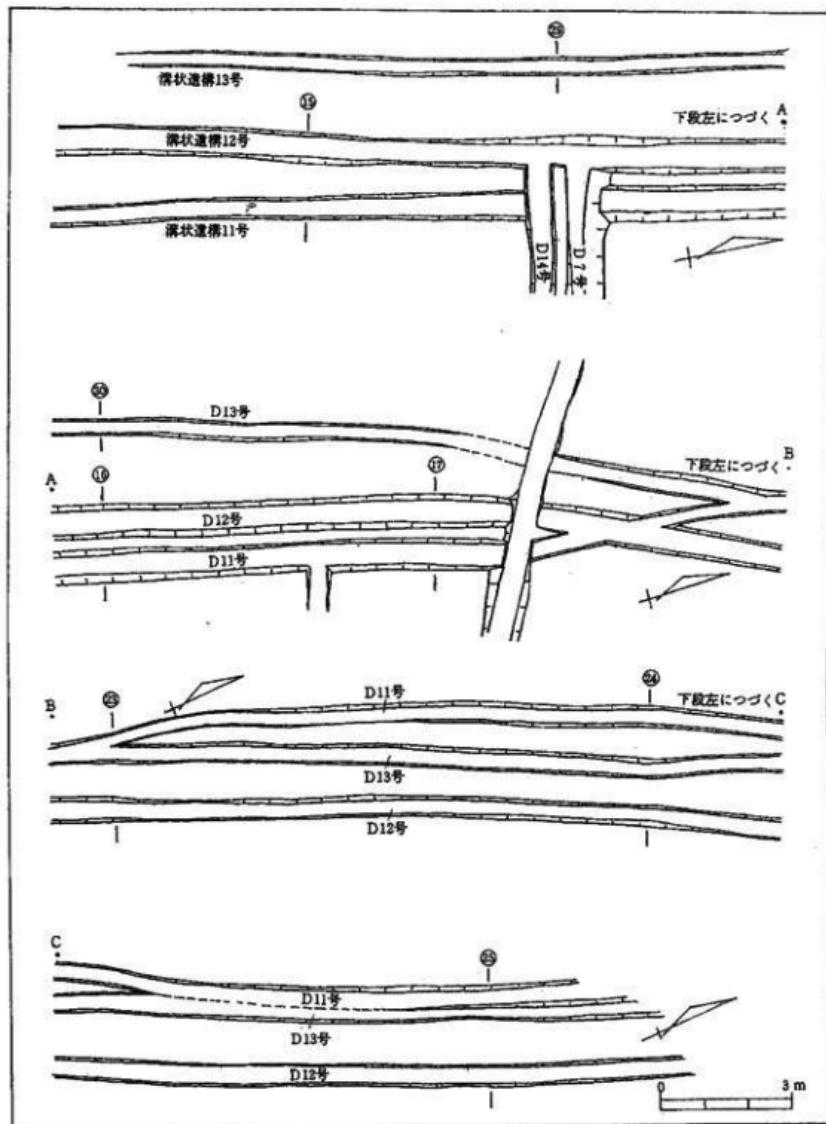
第10図 溝状遺構実測図 6・7・14号



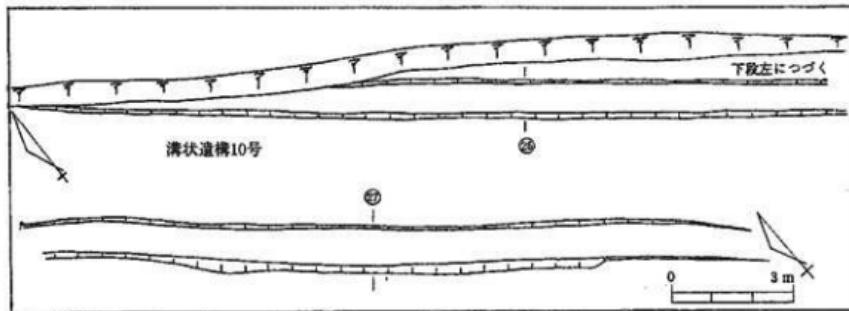
第11図 溝状造構実測図 8・9号



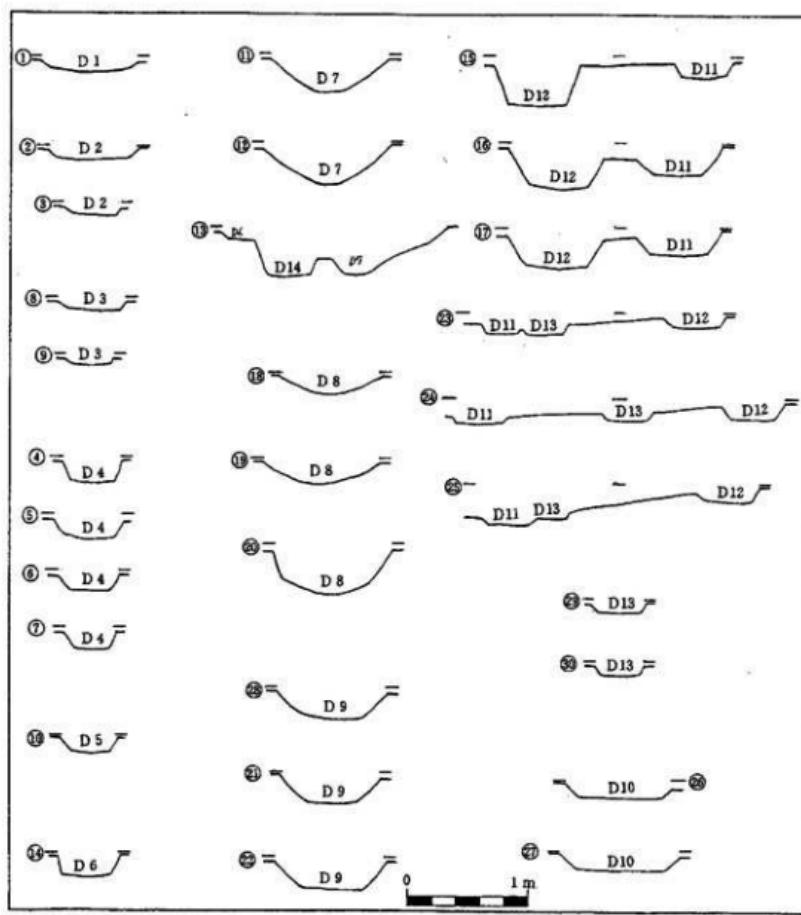
第12図 溝状遺構実測図11・12・13号



第13図 溝状遺構実測図10号



第14図 溝状遺構断面図 1~14号



D ~ 溝状遺構

## 2. 遺物

出土遺物は、表1に示すとおり総数58点と僅少の出土数であった。これらの遺物は、大半が投入もしくは流入遺物と考察され、主流をなすのは土師器である。

しかし、遺構伴出遺物ではなかったが、中世遺構と同時代に開発した遺物が大半であったことは、今後、周辺地域の調査時に於いて、参考資料に供されるであろう。

### 1) . 土師器. (第15図)

土師器は、調査地の南辺に集中し、総数37点が出土しているが、すべて小片であり、完形に近い遺物は出土していない。これらは、大半が回転による糸切り・ヘラ切り底の壊・皿片であった。

第15図は、土師器37点の内12点を抽出し掲載したものである。

図番号1は、D 5号内に出土した遺物で、器種は鮮明でないが壺の下方胴部片と推定される。器高・口径等は不明であるが、器面調整は、外面が凹凸した器面で、内外面ともヨコにナデ、肉薄に仕上げられ、焼成は良好である。

図番号2は、D 4号内に出土した広口壺の胴部片と推定される。器面は風化がすすみ詳らかでないが、外面はナデで焼成も少しあまい遺物である。

図番号3～12の10点は中世遺物と考察され、内7・11は壺片、他は皿片である。3はC区2列に出土し、器高2.6センチ、口径9.8センチが推定される壊の片である。4～12については、表2土師器計測表に記載される。

### 2) . 須恵器 (第16図)

図番号13は、本調査に於いて1点出土した須恵器片である。出土地は方形状土坑2号の埋土内上層位に出土した。

器種は壺の胴部片で、器面調整は外面が叩目文で調整され、内面はハケナデ痕が鮮明に残される。他は表3須恵器計測表に示している。

### 3) . 陶磁器. (第16図)

陶磁器は、表4に示すとおり、白磁1点、青磁1点、磁器3点、染付3点、陶器6点出土しているが、内小片磁器の1点を除いて登載した。

図番号14は、中世後半期の白磁片で、D 4号内から出土している。器種は、碗と推定される口縁部

の片である。

図番号15は、白磁同様中世後半期の青磁片で、D 5号内から出土した遺物である。器種は碗であり、

器高は6センチ、口縁径11センチ、高台径3.7センチが推測される。高台の高さは0.9センチで三角形状をなす。高台内は浅いと推定される。

図番号16・17は、中世後半から近世にかけた時代の磁器片である。内16は、D区2列に出土し、器種は皿の底部片である。器高は約2センチ、口径9センチと推定される。

茶溜りは、わずかなふくらみを感じ、端部は凹みを有し急曲して立ち上がり、肉薄の胴部となる。底面には、糸切りによる円線の条痕が細く薄く認められ、端部は丸味を帯びて胴部となる。内外面とも、透明なガラス質の釉をかけた堅い遺物である。

17は、D 5号に出土した碗の口縁部片である。薄手の遺物で、胴部は、内湾して立ち上がり、口縁部は、内面が直上し外面が内面に向って丸くおさめられている。内外面とも、やや青味がかった色の釉をかけ、一見青磁とも考察される遺物である。

図番号18・19・20は、染付（青花白磁）の片で、近世期の遺物と考察される。

内18は、D11号に出土し器種は碗と推定される、高台から胴部にかけた片である。器高は5.5センチ、口縁径14センチ、高台径4.1センチ、高台の高さ0.9センチが推測される。

器形は、高台が直立し疊付は丸くおさめられている。胴部は、高台際から急曲して開き大きく内湾して立ち上がる。

内面は、茶溜りから大きく内湾した胴部となるが、徐々に肉薄となり口縁部となるが、欠損のため口縁部は詳らかでない。また内外面には釉をかけ、強弱色模様の採色染が施される。

図番号21～26の6点は、中世後半から近世にかけた時代の陶器片である。

内21は、胴部と底部約2分の1程を残す碗の片である。高台は鮮明で疊付は角張り、外面は直、内面は斜状に降下する。推定される器高は5.7センチ、口縁径9.6センチ、高台径4.7センチ、同高0.7センチである。

高台内は、高台際の高さから徐々に高くなり、中央部には径1.5センチの円状をした凹みを有する。また、茶溜りは肉厚で、胴部は立ち上がり部から肉薄となる。内外面とも高台部を除して、灰白色の釉をかける。光沢もあり美しい焼上げの遺物である。

22は、壺の底部片と推定されD12号から出土した遺物である。高台は、高台内から半月状に延びて疊付にいたる。疊付はやや幅広で高台の外側は直下し、疊付部で丸味を帯びる。

胴部は詳らかでないが、肉薄の茶溜りから徐々に内湾し、胴部で肉厚となるも、口縁部にかけては欠損のため不詳である。高台は高さ0.4センチ、疊付面の幅0.7センチを計測する。内面に灰黄色の釉をかけている。

23は、壺と推定される口縁部近くの胴部片で、D 7号から出土した遺物である。器高・口縁径等不詳であるが、外面に横位の調整線5条が認められる。上部は壺の頸部と考察される。

内面は、回転調整によるハケナデ痕が鮮明であり、内面に褐色、外面に灰白色の釉がかけられている。

25は、口縁部を含む土瓶の胴部片で、胴部には内径0.7センチの孔を持つ取手付部を残している。26は、鉢と推定される口縁部片である。その他については、表4に記載するとおりである。

#### 4). 古銭・石器（第17図）

図番号27は、古銭の寛永通宝である。寛永銭は、寛永3年（1626）から明治初年迄長期にわたって鋳造され、種類も数百種に及ぶとされる。

この貨銭は、当初鋳造年号が記入されていたが、後年、寛永通寶の四文字だけとなつた。出土した古銭が、いつの時代に鋳造されたかは、種類が多数であり資料不足のため不詳である。

図番号28・29・30は石錘である。石器類は、本調査に於いて表1に示すとおり剥片2点を含め計5点出土しているが、いずれも遺構の伴出遺物ではなく、調査地外からの流入遺物と考察される。

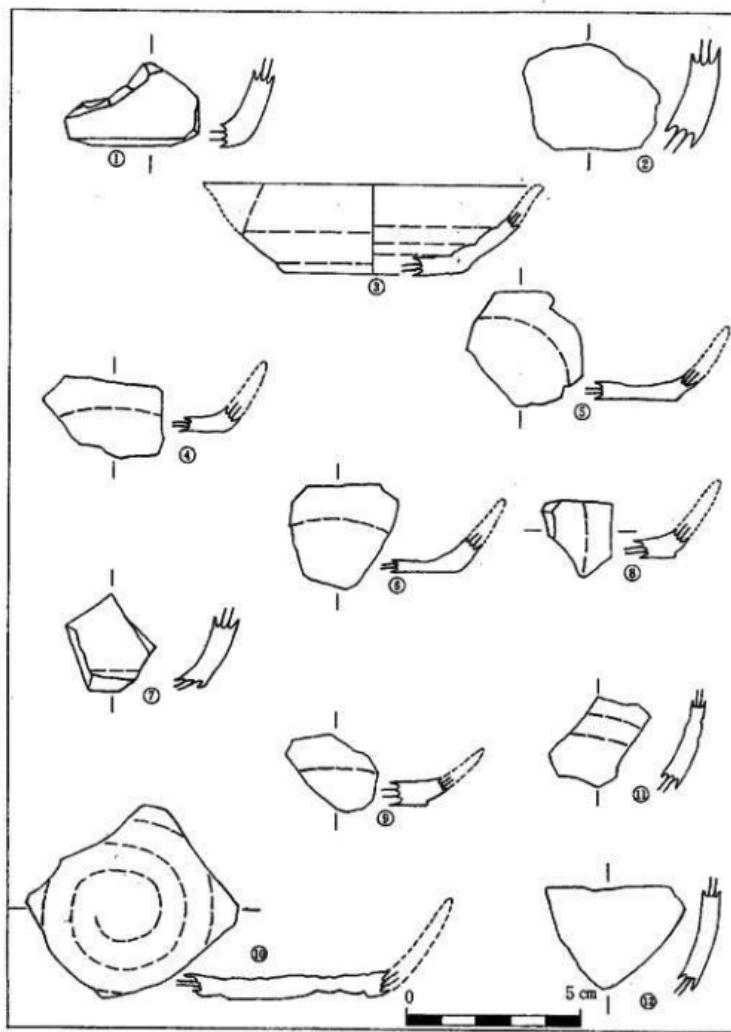
石錘3点の石材は砂岩製で、やや小判形をした原石の両先端を打ち欠いでいる。内30は、約3分の1程を欠損する。

図番号31・32は、頁岩石の剥片であるが、31は、打製石斧片とも考察される。

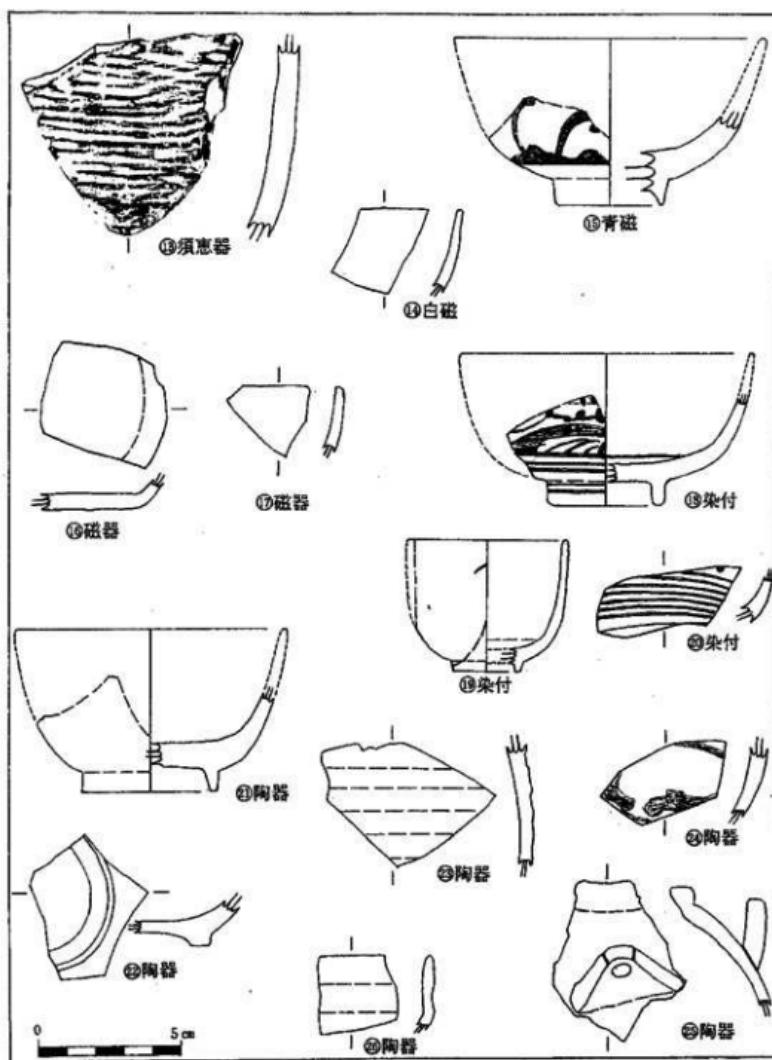
以上、出土遺物について簡略に述べてきたが、遺構の伴出遺物とするには出土状況等からして難が多く、また総数58点の遺物は大半が小片であり、器種等についても推定の域を脱していない遺物が含まれる。

しかし、小数の遺物ではあったが、中世後半の遺物と考察される土師器・白磁・青磁片、同時代から近世にかけた時代の磁器・陶器片の出土は、調整地を含めた周辺地域の、今後の歴史解明や調査時の貴重な参考資料となるであろう。

第15図 土器器実測図



第16図 須恵器・陶磁器実測図



第17図 古銭・石器実測図

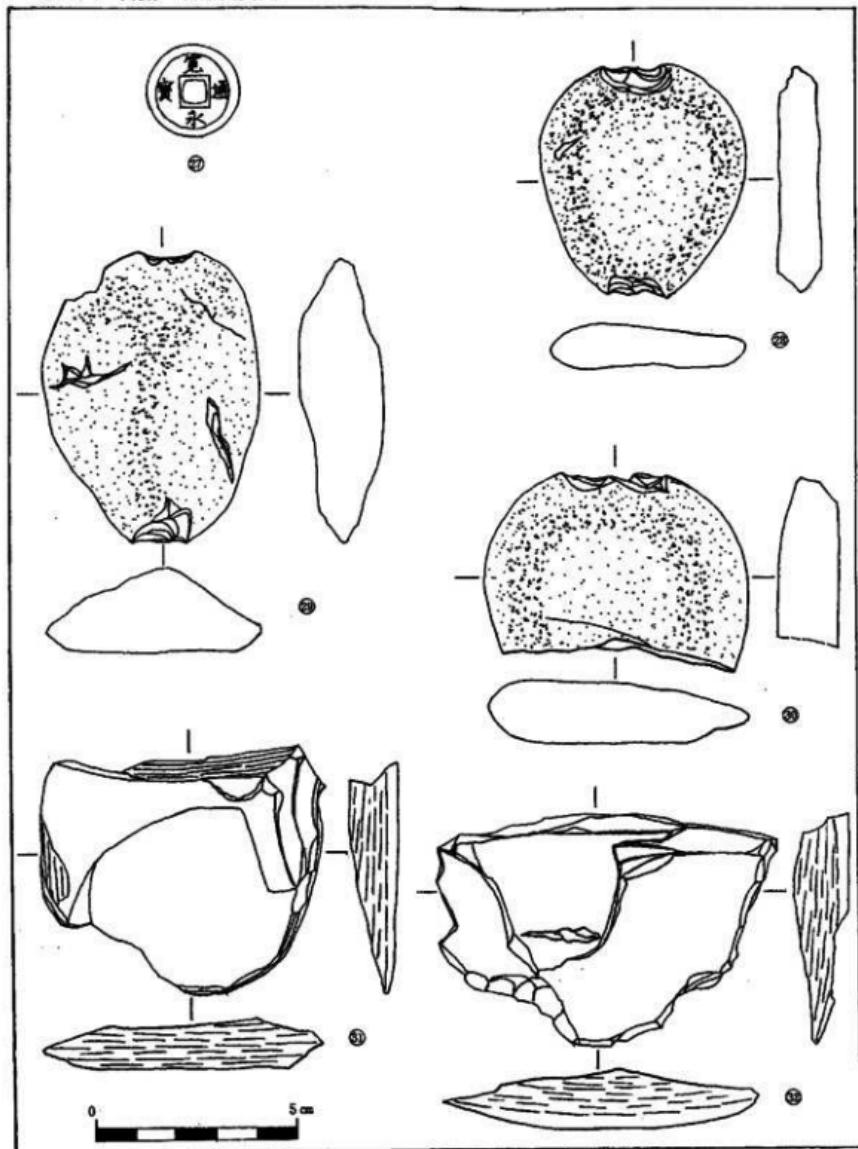


表1.

## 出土遺物一覧表

遺物名 出土地	土師器	須恵器	白磁	青磁	磁器	染付	陶器	古銭	石錐	剝序	計
方形状土坑2号	1	1				1					3
溝状遺構1号	1										1
同2号	6										6
同4号	1		1			1	2				5
同5号	2			1	1	1					5
同7号	3						1		2		6
同8号	6									1	7
同9号	6									1	7
同11号	1										1
同12号							1				1
B区2列内									1		1
C区2列内	3						1				4
D区1列内	2						1				3
D区2列内	3				2			1			6
一括	2										2
計	37	1	1	1	3	3	6	1	3	2	58

表2. 土器計測表(第15図)

法量単位: cm

図番号	器種	法量	色調	胎土	焼成	出土地	備考
1	壺(推)		外・浅黄橙 内・同上	胎土はこまかく 1~2ミリの粒子を含む	良好	D5号	底部及び胴部の片 内側ヨコナデ
2	広口壺(推)		外・にぶい橙 内・浅黄橙	ややあらい・2~3ミリ の粒子を含む	※	D4号	胴部片 内外面ともナデ
3	壺	器高2.6 口径9.8 (推)	外・浅黄橙 内・にぶい橙	こまかい・小粒子 を含む	※	C区2列	底部・胴部の片 内外面に回転調整痕
4	皿		外・橙 内・浅黄橙	こまかい・1~2ミリ の粒子を含む	※	D区1列	底部及び胴部片 内外面ともナデ
5	皿		外・灰白 内・同上	こまかい・小粒子 を含む	※	D区1列	底部及び胴部片 底面に糸切り痕
6	皿		外・黄橙 内・橙	こまかい・1~2ミリ の粒子を含む	ややあまい	土坑2号	底部胴部片 かすかな糸切り痕を残す
7	壺(推)		外・橙 内・同上	ややあらい・1~2ミリ の粒子を含む	良好	D5号	底部胴部片 外面回転調整 内面ヨコナデ
8	皿		外・淡橙 内・同上	こまかい・ 小粒子を含む	※	D9号	底部胴部片、ナデ 底面にヘラ切り痕
9	皿		外・橙 内・にぶい橙	同上	※	D区2列	同上 ヘラ切り
10	皿		外・浅黄橙 内・同上	こまかい・1~2ミリ の粒子を含む	※	D11号	底部片 底面にヘラ切り痕を残す
11	壺(推)		外・浅黄橙 内・褐灰	同上	※	D2号	胴部片、内外面ナデ 内面は褐灰に変色
12	皿		外・橙 内・浅黄橙	こまかい・ 小粒子を含む	※	D9号	胴部片・外面ヨコナデ 内面ナデ、底部附近は 明褐灰に変色

表3. 須恵器計測表(第16図)

図番号	器種	法量	色調	胎土	焼成	出土地	備考
13	甕		外・明褐灰 内・褐灰	こまかい・1~2ミリ の粒子を含む	やや良好	土坑2号	胴部片 外面叩目文 内面ハケナデ痕

表4. 陶磁器 (第16図)

種別	図番号	器種	出土地	備考
白磁	14	碗 (推)	D 4 号	口縁・胴部片、肉薄の胴部は内湾して立ち上がり、口縁は丸くおさめられる。片のため器高等は不詳。 透明なガラス質の釉がかけられる。
青磁	15	碗	D 5 号	高台・胴部片、推定器高 6 cm、口径 11 cm、高台径 3.7 cm。 胴部肉厚、三角形状の高台、高台内は浅い。 わずかな青色を帯びた釉がかけられる
磁器	16	皿	D区2列	底部片。推定器高 2 cm、口径 9 cm、茶溜りはわずかにふくらみ、端部には凹みを有する。底面に糸切り様の痕を残す。透明なガラス質の釉をかける。
	17	碗 (推)	D 5 号	口縁・胴部片、肉薄の胴部は内湾して立ち上がる。 口縁は、外面から丸く内湾し、内面上端は角状となる。 やや青味を帯びた釉をかけ、青磁片とも考察される。
染付	18	碗	D 11 号	高台・胴部片、推定器高 5.5 cm、口径 14 cm、高台径 4.1 cm、 同高 0.9 cm。高台は直立し疊付は丸くおさめられる。 強弱色の染上に釉をかける。
	19	碗	D 8 号	口縁から高台までの胴部片。推定器高 4.7 cm、口径 5.7 cm、 高台径 2.3 cm、同高 3 cm、高台内は浅い。 肉薄の胴部は大きく内湾した後直上する。釉をかける。
	20	皿 (推)	D 8 号	高台際からの胴部片、口縁部は欠損、肉厚の底部、胴部は内湾し徐々に肉薄となる。染は外面に横位 7 条と内間に 1 条。茶溜りは茶色他は青色の釉。
陶器	21	碗	D区1列	胴部・底部片、推定器高 5.7 cm、口径 9.6 cm、高台径 4.7 cm、 同高 0.7 cm、茶溜りは肉薄で胴部は大きく内湾した後肉薄となる。内外面とも灰白色の釉をかける。
	22	壺 (推)	D 12 号	底部片、茶溜りは肉薄、胴部は肉厚から徐々に薄くなる。 口縁部は欠損して不詳。高台の高さ 0.4 cm、疊付部の面幅 0.7 cm、内面だけ灰黄色の釉がかけられる。
	23	壺	D 7 号	口縁近くの胴部片、外面に回転調整による横位の隙 5 条が認められる。片の上端に頸部の一部が残される。 内面に褐色、外面に灰白色的釉をかける。
	24	壺 (推)	D 4 号	胴部片、肉薄の下方から徐々に肉厚となり内湾して立ち上がる。外面に強弱色の染を付け灰色の釉をかける。 内面には外面のこぼれた釉数点が点々と残る。
	25	土瓶	C区2列	口縁を含む胴部片、胴部に内径 0.7 cm の穴を持つ取り手が残る。口縁は壺付きのため角張っている。 外面に光沢のある褐色の釉がかけられる。
	26	鉢	D 4 号	口縁・胴部片、胴部は斜上した後急曲して立ち上がる。口縁近く 2 cm に隙を有する。肉薄に仕上げられ内面も急曲部に横位の凹みを持つ。内外面ともオリーブ黄の釉。

### III. まとめ

日高正晴

上宮遺跡は、西都原古墳群の発見に関連のある三宅神社の北、約100メートルの台地上に立地していることからして、その事前調査については、それなりに关心をもっていたのであるが、発掘調査の結果では、遺構として、14本の直線溝状遺構および三ヶ所に長方形土坑が確認され、しかもその溝状遺構は、遺跡全体の中ほどから南側に集中していた。

この遺跡で、興味あることは、これらの溝状遺構が、すべて東西、あるいは南北の方向につくられ、しかも、その中央部には、東西に走る3本の大溝（幅約1メートル）が設けられており、その中の7号溝には深掘の長方形土坑も付着されていたことである。

ところで、これらの溝状遺構は、どのような目的のためにつくられたのかということを検討するため、溝床面の高低差を出してみた。その結果は、1号溝（第4図）は東西両端の高低差が11センチ東端で低くて4号溝に接続、2号溝は、5号溝に接続する中央部が約3センチ低くなってしまい、3号溝も2号溝と同様、中央部で約3センチ低くなってしまい5号溝へ続く、そして、4号溝は南端が17センチも低くなっている。さらに、5号溝は北端部が約6センチ低くなってしまい7号溝に接続する。また6号溝も北端部が約7センチ低くなってしまい14号溝へ、それから、中央部の7号、8号、9号の大溝は、それぞれ西端部が45センチ、21センチ、43センチと低くなってしまい11号溝に接続する。10号溝も西端部が62センチも低くなってしまい12号溝に接続している。そして、この遺跡の西側を南北に走る11号、12号、13号の各溝は、北辺部が約85センチも低くなっていた。

以上述べてきた各溝状遺構の床面高低差を確認したことによって判断できることは、この14本の溝状遺構はすべて排水溝としてつくられているということである。すなわち、中央部に削掘された溝状遺構にたまつた水は、東西の4号および11号の何れかの溝に流れ込み、結局、この遺跡内の水は4号、11号を通じて地域外に排水されていたものと思われる。次に、この遺跡からの出土遺物であるが、全般的にみて、極めて少く、その出土地域も主に、遺跡のC、D区の東南部に濃密になっていた。遺物としては、土師器の小片が30数点のほかに青磁、白磁、染付、陶器なども1、2点という寥々たるものであった。しかし子細に考察すると、4号、5号に白磁、青磁、そして、2号、8号、9号などに土師器片がより多く検出されたことは、この遺跡のもつ意義についてある示唆をあたえているようである。また、この地区から寛永通宝が1点検出されたことはこの遺跡の年代考査について一資料を与えてくれたものとして貴重であった。

さて、この遺跡で最も注目される遺構としては、7号溝に接続する長方形2号土坑の存在である。この遺構は長さ約6メートルあるが、入口の約1.5メートルは約45度の勾配をもつて傾斜面がつくられ、しかもその床面には細い3本の直線溝が奥壁に向って掘り込まれていたが、また、奥壁の両隅には僅50センチ前後の小円形土坑も設けられていた。それで、水状のものが、7号溝の方からこの傾斜面を伝わって3本の直線小溝に流れ込むと、自然に円形溜めマスに入るようになる。このように考察していくと、この2号長方形土坑は、何の目的で構築されたのかということであるが、その際、この特殊遺構で考えられるることは、この遺構が何かの祭祀的信仰儀礼に関連を有していたのではないかということである。そのことは、この2号土坑の上部から土師器片、須恵質陶器、染付などの遺物が検出されたことなどからもうかがわれるが、さらに、この土坑が、特別に黄褐色粘土塊を混じた土壤で埋め戻しが行われていたことも、一層、その感を深くした。

以上、本遺跡にみられる直線溝状遺構および特殊長方形土坑について考察してきたが、何れにしても、これだけの遺構をつくるには、三宅特に上の宮地区民の共同的な寄り会いの下でないとできないことである。そこで考えられることは、7号溝、8号溝、それに11号溝によって区切られた長方形平

坦地表面、あるいは、同様、9号溝、4号溝、および12号溝により区分された平坦面などにおいては、共同的な祭祀儀礼などが催されたのではないかとも推察される。

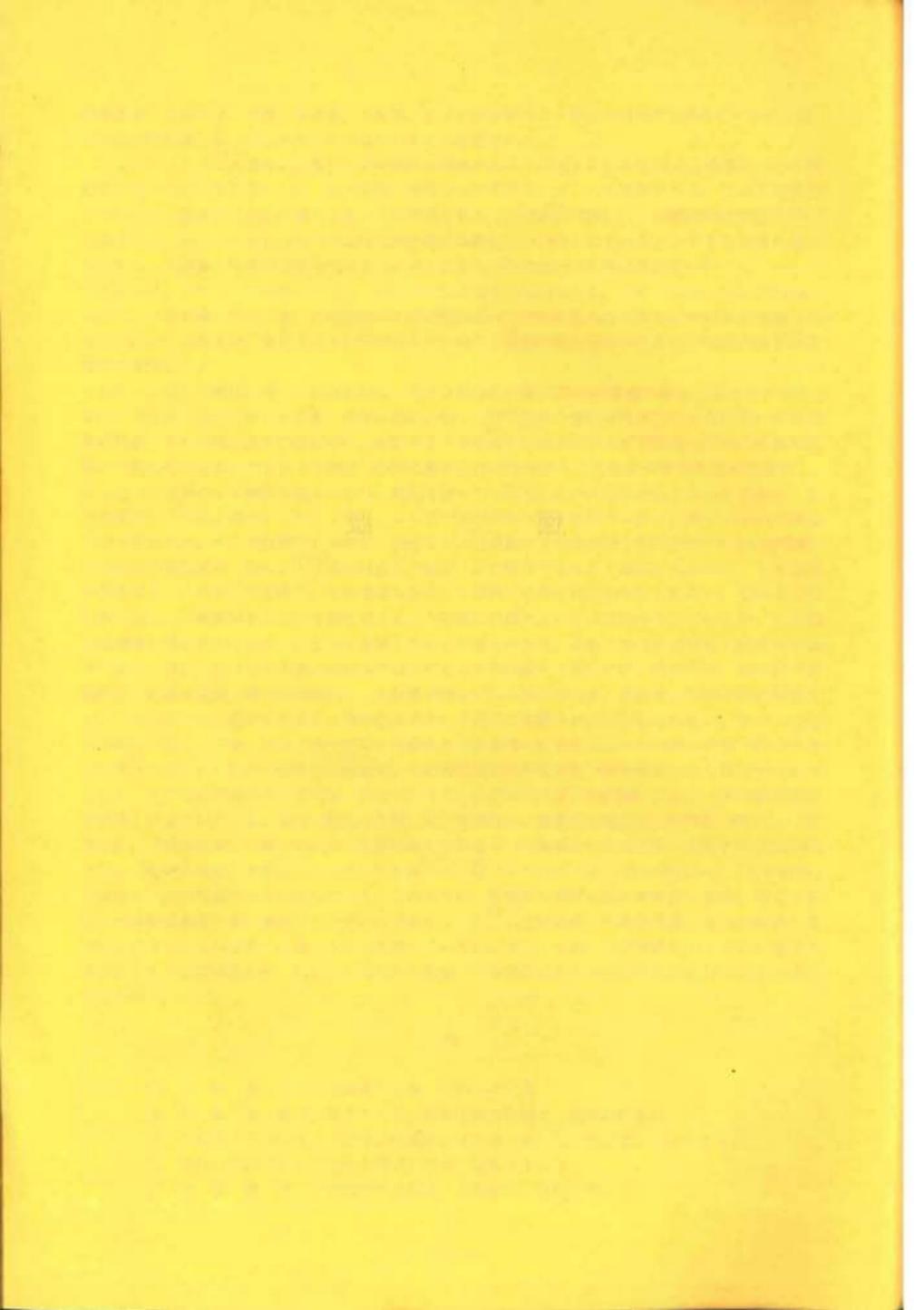
ところで、この上宮遺跡に出現した信仰儀礼に関連があると想定された多数の溝状遺構について想起されること、何をおいても、直ぐ南側に隣接する三宅神社に対しての考察である。この三宅神社については、鎌倉時代初頭の建久8年6月に記録された「日向國田帳」に、「福野宮神田廿五町云々」とあるので、恐らく、それ以前の平安時代後末期には存在した神社と思われる。しかも西都原台地上に立地し、天孫瓊々杵尊が御祭神であるということから日向においても特に尊崇厚い神社であった。それに、古記録によると、神社の社地は現在の境内よりも、大分、広かったようである。そして、一年を通じて大、中、小の祭典および内祭は合せて97回に及んだとある。中心的な大祭は8月15日であるが、10月1日と11月初卯日には並び山陵祭が執り行われてきた。今日の西都原古墳祭の遡源である。

さて、この三宅神社に関しての古記録は、天正5年12月の都於郡城の落城に際し、兵火にかかり、また、その後、文化7年にも再度、火難に会い、全く、神社関係の資料は残存していないが、石賓神社の社家であった横山家の文書の中に、左記のような記録を確認することができた。「十二月無飯黒米ニテ祭礼同七日より十五日まで御水ニ小祭礼同廿三日御供御水十二月日より廿三まで黒大宮司」、以上述べた資料の中で興味を覚えるのは、敬語を使った「御水」という文字が見えることである、しかも後者は「御供え御水」と記してあり、この水が何か特殊な水を余所から持つて来ているのではないかと思われる。そこで推察されるのが、前述した上宮遺跡の2号長方形土坑の存在である。中世期、三宅神社の神社域が、恐らく上宮遺跡付近まで伸びていた時代があったと推測されるので、2号土坑の円形溜めマスの水が祭祀儀礼の中の清浄な水として祭典に使用されたのかもしれない。しかもこの記録の中に、「無飯黒米」という語も見える。一般的には黒米といえば玄米のことであるが、この場合は神事に使用する「赤米」の玄米を意味していると考えられる。赤米でなければ黒色には見ないはずである。神社における赤米儀礼は日本では古代からの信仰儀礼であったが、現在では、種子島の宝満神社と対島の豆駿に神社信仰儀礼として神事が残っているだけである。それで、かつて三宅神社でも、この赤米である黒米をお供えの清浄な水でたいて神前に供獻されたのかもしれない。また、この三宅神社一帯は、古來、日向の高千穂峯に天降られた天孫瓊々杵尊を中心とする神々の御一行が吉き國を求めて来られた吾田の長屋の笠狹崎が、この西都原台地の東南部一帯であるという伝承が伝わっており、すでに室町時代の永禄元年(1558年)6月1日再写の『妻宮縁起書』には、「児湯郡產殿原笠狹崎」の文字が見える。また、郷土の先賢、児玉實滿翁は、西都原台地上の三宅神社一帯を、「古事記」、「日本書紀」に載っている「笠狹御崎」であるという論旨を中心にして、文政8年(1825年)8月に「笠狹大略記」を著わした。そして祝詞の中臣綱<sup>ノミナハシ</sup>の中に出でてくる「日の御蔭」、「天の御蔭」の古跡を、この地域の一角に定めている。このように、西都原古墳群台地の東南部一帯は、古くから里人が神話伝承とともに生きづいてきた所であり、この上宮遺跡の多くの溝状遺構、および特異な長方形土坑などについても、今後、さらに考究してみたいと思う。なお、この遺跡のつくられた時期であるが、わずかではあるが、出土した遺物から考察して中世期後半から江戸時代にかけての年代頃に想定される。

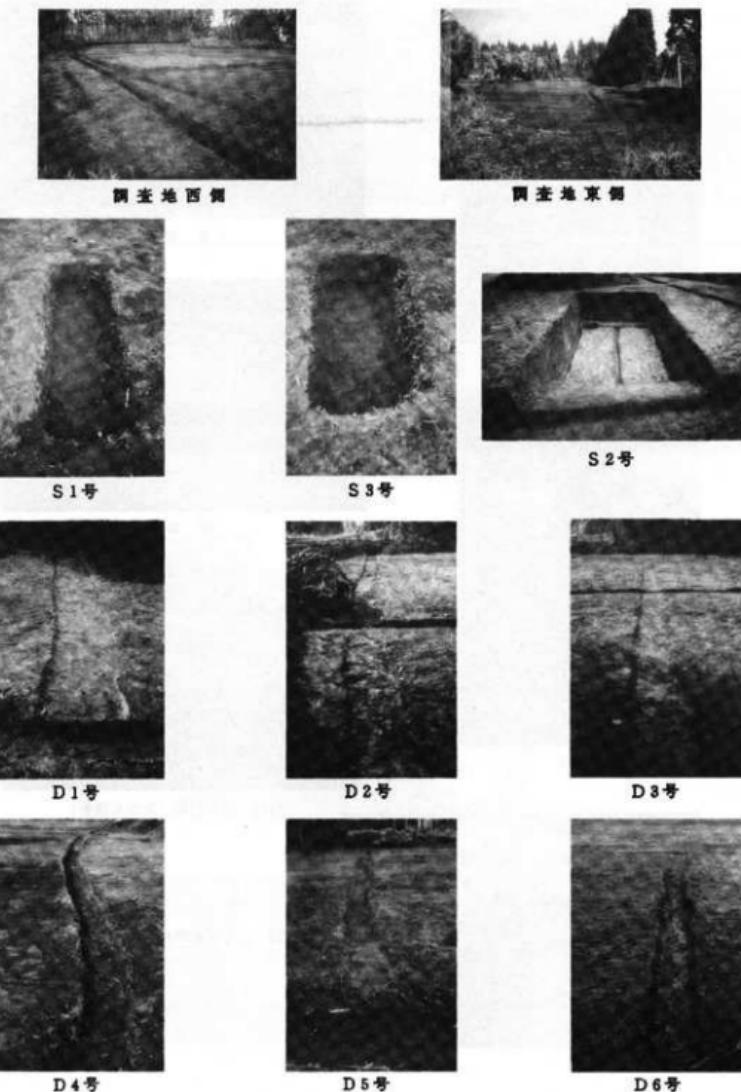
## 註

- ① 喜田貞吉「日向國史」上巻 昭和4年12月
- ② 日高正晴「西都原の古墳」西都市教育委員会 昭和43年8月
- ③ 宮崎県「三宅神社」「宮崎県史蹟調査報告第5輯」児湯郡之部 昭和5年3月
- ④ 笠狹大略記刊行会「笠狹大略記」写本 昭和9年10月
- ⑤ 児玉實滿「日向國神代の絵図」木刻板写 文政6年

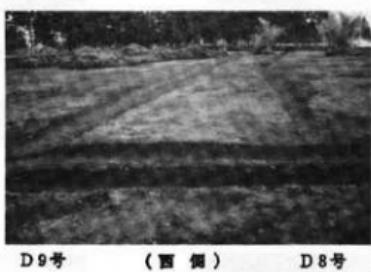
図 版



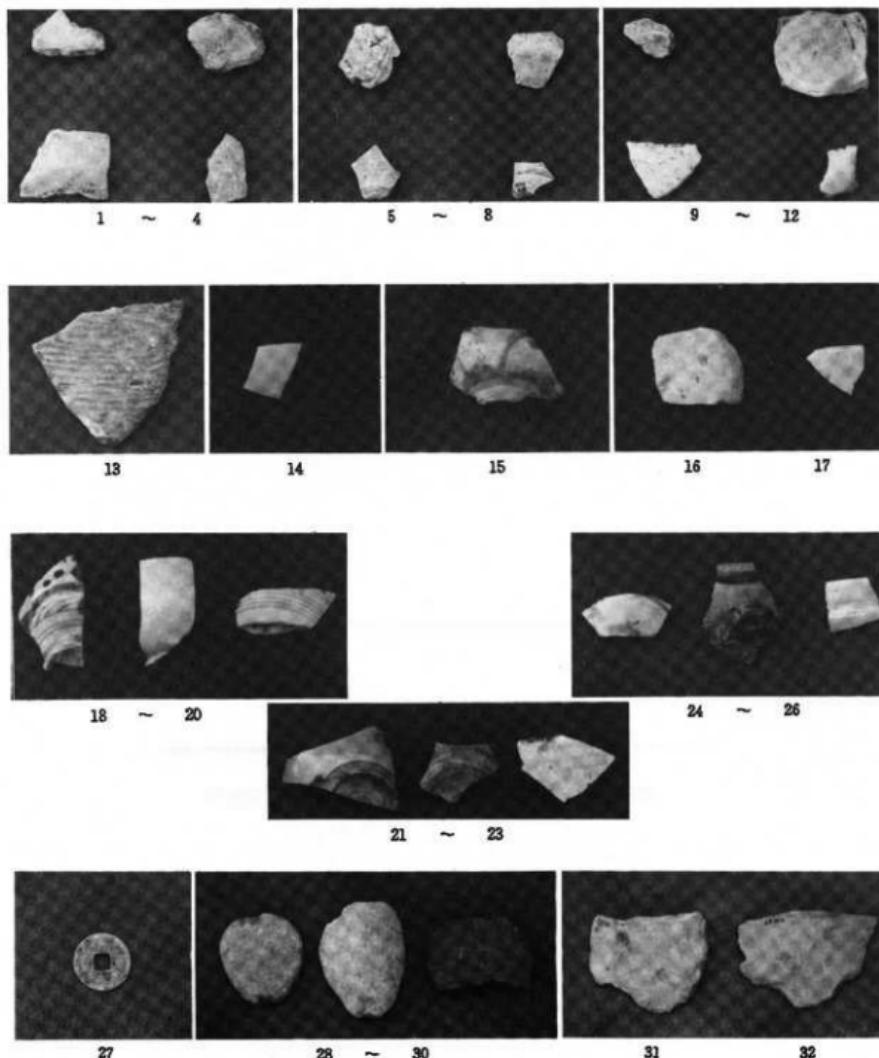
図版 1



図版 2



図版 3



---

**西都市埋蔵文化財発掘調査報告書 第13集**

平成3年2月15日発行

編集発行 西 都 市 教 育 委 員 会  
印刷所 な か む ら 印 刷 所

---

